

○地方公務員災害補償基金業務規程

(昭和四十二年十二月一日地基規程第一号)

第一次改正	昭和四十三年七月	十八日地基規程第十八号	第四十四次改正	平成六年七月	六日地基規程第三号
第二次改正	昭和四十四年七月	十五日地基規程第五号	第四十六次改正	平成七年七月	十七日地基規程第一号
第三次改正	昭和四十五年三月	三月三十日地基規程第二号	第四十七次改正	平成八年二月	十五日地基規程第一号
第四次改正	昭和四十五年七月	一月地基規程第二号	第四十九次改正	平成九年二月	二月地基規程第一号
第五次改正	昭和四十六年三月	十八日地基規程第二号	第五十次改正	平成十年七月	七月地基規程第一号
第六次改正	昭和四十六年七月	九日地基規程第六号	第五十一次改正	平成十一年三月	二日地基規程第二号
第七次改正	昭和四十七年三月	三月二十八日地基規程第二号	第五十二次改正	平成十二年二月	十八日地基規程第一号
第八次改正	昭和四十七年六月	六月二十七日地基規程第六号	第五十三次改正	平成十三年二月	二十日地基規程第一号
第九次改正	昭和四十八年三月	三月三十一日地基規程第三号	第五十四次改正	平成十四年二月	二月二十七日地基規程第二号
第十次改正	昭和四十八年八月	八月二十二日地基規程第八号	第五十五次改正	平成十五年三月	三月二十五日地基規程第一号
第十一次改正	昭和四十八年九月	十月地基規程第十号	第五十六次改正	平成十五年六月	九月二十二日地基規程第六号
第十二次改正	昭和四十九年三月	三月二十二日地基規程第三号	第五十九次改正	平成十五年三月	四月地基規程第二号
第十三次改正	昭和四十九年十二月	十二月二十五日地基規程第十一号	第六十次改正	平成十六年三月	五月二十五日地基規程第十五号
第十四次改正	昭和五十年八月	六日地基規程第四号	第六十一次改正	平成十六年三月	十月地基規程第一号
第十七次改正	昭和五十二年六月	十四日地基規程第三号	第六十二次改正	平成十七年三月	九日地基規程第一号
第十八次改正	昭和五十二年十二月	十二月二十二日地基規程第八号	第六十三次改正	平成十九年三月	二日地基規程第三号
第十九次改正	昭和五十三年七月	七月二十五日地基規程第六号	第六十四次改正	平成二十年三月	三月二十七日地基規程第四号
第二十次改正	昭和五十四年七月	七月十九日地基規程第一号	第六十五次改正	平成二十一年三月	六月二十五日地基規程第七号
第二十二次改正	昭和五十五年七月	七月十九日地基規程第三号	第六十六次改正	平成二十一年三月	十月地基規程第一号
第二十三次改正	昭和五十五年十二月	十二月二十六日地基規程第九号	第六十七次改正	平成二十一年三月	三月二十八日地基規程第一号
第二十四次改正	昭和五十四年十二月	十二月二十八日地基規程第七号	第六十八次改正	平成二十三年三月	二月二十一日地基規程第一号
第二十五次改正	昭和五十六年十二月	十二月二十五日地基規程第九号	第六十九次改正	平成二十四年三月	九日地基規程第一号
第二十六次改正	昭和五十七年六月	十八日地基規程第三号	第七十次改正	平成二十四年三月	十一日地基規程第一号
第二十七次改正	昭和五十七年七月	七月二十四日地基規程第六号	第七十二次改正	平成二十五年三月	三月二十七日地基規程第一号
第二十八次改正	昭和五十八年七月	七月十三日地基規程第三号	第七十三次改正	平成二十五年十二月	六月二十八日地基規程第七号
第二十九次改正	昭和五十七年六月	六月十八日地基規程第三号	第七十四次改正	平成二十六年三月	六月二十七日地基規程第一号
第三十次改正	昭和五十九年六月	六月二十六日地基規程第二号	第七十五次改正	平成二十六年三月	三月二十七日地基規程第一号
第三十一 次改正	昭和五十九年十二月	五月地基規程第四号	第七十六次改正	平成二十六年三月	十二日地基規程第二号
第三十二次改正	昭和六十一年七月	七月一日地基規程第五号	第七十七次改正	平成二十六年六月	三月二十三日地基規程第一号
第三十三次改正	昭和六十一年七月	七月二日地基規程第二号	第七十八次改正	平成二十七年三月	二月二十八日地基規程第一号
第三十四次改正	昭和六十一年七月	七月一日地基規程第五号	第七十九次改正	平成二十七年三月	六月二十九日地基規程第五号
第三十五次改正	昭和六十二年二月	二月二十四日地基規程第二号	第八十次改正	平成二十八年三月	三月二十九日地基規程第一号
第三十六次改正	昭和六十二年六月	六月二十三日地基規程第四号	第八十一次改正	平成二十九年三月	六月二十八日地基規程第八号
第三十七次改正	昭和六十三年六月	六月二十一日地基規程第三号	第八十二次改正	平成三十年三月	十月三十一日地基規程第一号
第三十八次改正	昭和六十二年元年六月	三十日地基規程第二号	第八十三次改正	平成二十九年三月	三月二十三日地基規程第一号
第三十九次改正	昭和六十二年二月	七月十日地基規程第四号	第八十四次改正	平成二十九年三月	六月二十八日地基規程第一号
第四十次改正	昭和六十三年三年七月	七月十日地基規程第三号	第八十五次改正	平成三十年三月	三月二十二日地基規程第一号
第四十二次改正	昭和六十三年四年六月	六月二十四日地基規程第四号	第八十六次改正	平成三十年三月	三月二十七日地基規程第一号
第四十三次改正	昭和六十三年五年七月	七月二十日地基規程第四号	第八十七次改正	平成三十一年三月	三月二十四日地基規程第一号
平成五年	昭和六十三年七月	七月二十日地基規程第一号	第八十八次改正	平成三十一年三月	三月八日地基規程第一号

第八十九次改正 令和 六年 三月 十四日地基規程第一号
第九十次改正 令和 七年 三月二十五日地基規程第四号

三 损害賠償の請求権の行使に関する事項
四 法第五十九条第一項に規定する損害賠償の請求権の行使に関する事項

五 規則第三十八条第一項に規定する福祉事業の実施に関する事項

六 負担金その他の収入の収納に関する事項

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 補償（第六条—第二十五条）

第三章 福祉事業（第二十五条の二—第三十二条の三）

第四章 財務（第三十三条—第四十六条）

第五章 負担金（第四十七条—第五十一条の二）

第六章 審査請求又は再審査請求の審理の際の意見の陳述等（第五十二条—第五十五条）

第七章 雜則（第五十六条—第六十条）

附則

（第十次改正・一部、第十三次改正・一部、第三十三次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十六次改正・一部、第八十六次改正・一部）

（第十次改正・一部、第十三次改正・一部、第三十三次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十六次改正・一部、第八十六次改正・一部）

（第十次改正・一部、第十三次改正・一部、第三十三次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十六次改正・一部、第八十六次改正・一部）

第一章 総則

（目的）

第一条 この業務規程は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号。以下「法」という。）第十二条第一項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号。以下「規則」という。）第五条の規定に基づき、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の業務の執行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の執行の基本原則）

第二条 基金の業務は、法令、地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）、この業務規程その他の規程の定めるところに従い、厳正かつ確実に執行されなければならない。

（定義）

第三条 この業務規程において、「本部」、「支部」又は「支部長」とは、それぞれ定款第二条又は第三条に規定する本部、支部又は支部長をいう。（権限の委任等）

第四条 理事長は、その権限に属する事務の一部を理事若しくは本部の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

2 理事長は、別に定めるもののほか、支部長に当該支部に係る次の各号に掲げる事項の処理を委任する。

一 公務（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）又は通勤により生じた災害であるかどうかの認定に関する事項（第十一次改正・一部、第五十一次改正・一部、第七十五次改正・一部、第八十二次改正・一部、七次改正・一部、第七十五次改正・一部、第八十二次改正・一部）

二 療養補償たる療養の実施に関する事項

（認定の請求）

三 损害賠償の金額の決定及び支払に関する事項

四 法第五十九条第一項に規定する損害賠償の請求権の行使に関する事項

五 規則第三十八条第一項に規定する福祉事業の実施に関する事項

六 負担金その他の収入の収納に関する事項

七 取引金融機関の指定に関する事項（第十次改正・一号繰下、第五十六次改正・一部、第六十四次改正・一部）

3 支部長は、前項各号に掲げる事項のうち理事長が必要と認めるものの処理については、理事長に協議するものとする。

4 理事長は、第二項各号に掲げる事項のほか、その権限に属する事務の一部を支部長に委任することができる。

（支部の組織等）

第五条 支部に副支部長及び事務長その他の職員を置く。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、あらかじめ支部長が定める順位によつて、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

3 事務長は、上司の命を受け、支部の事務をつかさどる。

4 前三项に定めるもののほか、支部の事務組織その他職員に関し必要な事項は、支部長が定める。

5 支部長は、その権限に属する事務の一部を当該支部の副支部長若しくは事務長その他の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二章 補償

（医療機関等の指定）（第四十五回改正・一部）

第六条 療養補償たる療養を行う病院、診療所若しくは薬局又は規則第二十六条に規定する訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）の指定は、理事長のほか、支部長が行うものとする。（第四十五回改正・一部）

2 理事長又は支部長は、前項の指定を行おうとするときは、診療の範囲、診療の費用の額の計算方法、診療報酬の請求及び支払の手続、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書により、当該医療機関等と契約を結ばなければならない。（第四十五回改正・一部）

3 支部長は、第一項の指定をし、又はこれを取り消したときは、当該契約に係る契約書の写等を添えて、その旨を理事長に報告しなければならない。

4 理事長又は支部長は、第一項の指定をし、又はこれを取り消したときは、適当な方法により、法第二条第一項に規定する職員（第三十九条から第三十九条の三まで、第三十九条の五、第三十九条の六及び第四十二条の九を除き、以下「職員」という。）に周知させるように努めなければならない。（第五十一次改正・一部、第七十五次改正・一部、第八十二次改正・一部、七次改正・一部、第七十五次改正・一部、第八十二次改正・一部）

第七条 療養補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した公務災害又は通勤災害の認定の請求書を、任命権者

(地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。)を経由して支部長に提出しなければならない。(第十一次改正・一部、第五十七次改正・一部)

一部)

一 職員の氏名、生年月日及び職名(第五次改正・一部)
二 所属する地方公共団体(地方独立行政法人の職員にあつては、当該地方独立行政法人。以下この章及び次章(第十九条の二十三を除く。)において同じ。)及び部局の名称(第五十七次改正・一部)

三 負傷又は発病の年月日
四 療養を受けようと/orする指定医療機関等の名称及び所在地(指定医療機関等を変更しようとするときは、療養を受けた指定医療機関等及び新たに療養を受けようと/orする指定医療機関等の名称及び所在地)(第四十五次改正・一部)

(療養の費用の請求)

三 前項各号に掲げる事項については、職員の所属部局の長の証明を受けなければならない。

四 第十一条 療養補償たる療養の費用の支給を受けようと/orする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。
一 職員の氏名、生年月日及び職名(第五次改正・一部)
二 所属する地方公共団体及び部局の名称(第五十七次改正・一部)

(療養の費用の請求)

五 災害発生の状況(第五次改正・一部)
六 前項各号に掲げる事項については、職員の所属部局の長の証明を受けなければならない。

七 第十二条 療養補償たる療養の費用の支給を受けようと/orするための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号をいう。(以下単に「個人番号」といいう。)(規則第三十条第四項に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。)(第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部)

(療養の費用の請求)

八 第十三条 支部長は、前条第一項の請求書を受理したときは、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、その結果を、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該請求者及びその任命権者に通知しなければならない。(第十一次改正・一部)

九 第十四条 職員の氏名
一 所属する地方公共団体及び部局の名称(第五十七次改正・一部)

(休業補償の請求)

十 第十五条 公務上の災害又は通勤による災害と認定した場合には、その認定番号(第十一次改正・一部)

十一 第十六条 病名
一 灾害発生年月日
二 認定の結果
三 傷病名
四 灾害発生年月日
五 認定の結果
六 公務上の災害又は通勤による災害と認定した場合には、その認定番号(第十一次改正・一部)

七 第十七条 指定医療機関等で療養を受けようとする者又は指定医療機関等を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、指定医療機関等を経由して支部長に提出しなければならない。(第四十五次改正・一部)

(療養の給付の請求)

八 第十八条 職員の氏名、生年月日及び職名(第五次改正・一部)
九 第十九条 所属する地方公共団体及び部局の名称(第五十七次改正・一部)

十 第二十条 平均給与額、休業の期間、療養の期間、傷病名、傷病の経過その他休業補償の額の算定の基礎となる事項

五 請求金額

2

前項第四号に掲げる事項（療養の期間、傷病名及び傷病の経過を除く。）については所属部局の長の証明を、同項同号に掲げる事項中療養の期間、傷病名及び傷病の経過については診療担当者の証明を受けなければならない。

3

第一項の請求書には、同一の事由により法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合にあつては、その年金の種類、支給年額及び支給開始年月等を記載した書類を添えなければならない。ただし、基金が番号利用法第十九条第八号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して当該書類に係る情報の提供を受けることにより、当該書類に係る事実を確認することができるときは、この限りでない。（第十七次改正・追加、第三十四次改正・一部、第六十七次改正・一部、第七十六次改正・一部、第八十一次改正・一部、第八十九次改正・一部）

（障害補償の請求）

第十三条 障害補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 職員の氏名、生年月日、職名及び個人番号（第五次改正・一部、第七十七次改正・一部）

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日及び治ゆ年月日

四 障害等級

五 平均給与額（第三十五次改正・全部、第三十九次改正・一部）

六 請求金額

2 前項第五号に掲げる事項については、所属部局の長の証明を受けなければならない。

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、基金が番号利用法第十九条第八号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワーカシステムを経由して第二号に掲げる書類に係る情報の提供を受けることにより、当該書類に係る事実を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。（第八十一次改正・一部、第八十九次改正・一部）

一 負傷又は疾病が治つたこと及び治つた日並びにその治つたときにおける障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書。なお、必要があるときは、その治つたときにおける障害の状態の立証に関するエックス線写真その他の資料（第三十四次改正・一部）

二 同一の事由により法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合について、その年金の種類、支給年額及び支給開始年月等を

記載した書類（第十七次改正・一部、第三十四次改正・一部、第六十七次改正・一部、第七十六次改正・一部、第八十一次改正・一部）

三 法第四十六条又は地方公務員災害補償法施行令（昭和四十一年政令第二百七十四号。以下「令」という。）第十条の規定による金額を請求しようとする場合にあつては、当該災害がそれぞれ法第四十六条又は令第十条に規定する要件に該当するものであることを証明する書類（第八次改正・追加、第四十四次改正・一部、第五十六次改正・一部、第六十七次改正・一部）

（障害の程度の変更）

第十四条 支部長は、法第二十九条第九項に規定する場合は、当該受給権者について、障害補償の変更に関する決定をしなければならない。（第十七次改正・一部、第六十一次改正・一部）

2 前項の決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 規則第三十三条第一項に規定する年金証書の番号

二 障害の程度に変更のあつた年月日

三 變更前及び変更後の障害等級

四 変更後の障害補償請求金額

3 前項の請求書には、請求書を提出するときにおける障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添え、必要があるときは、請求書を提出するときにおける障害の状態の立証に関するエックス線写真その他の資料を添えなければならない。

（介護補償の請求）

第十四条の二 介護補償を受けようとする者は、介護を受けた日の属する月の翌月以後に、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 職員の氏名、生年月日及び職名

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日

四 障害等級又は障害等級

五 介護を要する状態の常時又は随時の別

六 請求金額

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師

又は歯科医師の診断書

一 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類

三 介護に要する費用（以下この項及び次項において「介護費用」という。）を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を証明することができる書類

3 次の各号に掲げる場合にはあつては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 既に介護補償の支給を受けており、第一項第五号に掲げる事項に変更がない場合 前項第一号に掲げる書類

二 既に介護補償の支給を受けており、一の月において介護費用を支出せず介護を受けた日があり当該介護を行う者が前回の請求における介護を行う者と変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求金額が理事長が定める額のとき 前項第三号に掲げる書類

三 既に介護補償の支給を受けており、一の月において介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求金額が理事長が定める額のとき 前項第三号に掲げる書類

四 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める場合 理事長が定める書類

（第四十七次改正・本条追加）
(遺族補償年金の請求)

第十五条 遺族補償年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 死亡した職員の氏名、生年月日、死亡年月日、職名（第一次改正・一部）

二 死亡した職員が所属していた地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日（第五次改正・全部）

四 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び死亡した職員との続柄並びに請求者の個人番号（第七十七次改正・一部）

五 平均給与額（第三十五次改正・全部、第三十九次改正・一部）

六 請求金額

2 前項第五号に掲げる事項については、死亡した職員の所属部局の長の証明を受けなければならない。（第五次改正・一部、第三十四次改正・一部、第八十一次改正・一部）

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。（第五次改正・ただし書追加、第十一次改正・一部、第三十四次改正・一部、第八十一次改正・一部）

一 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該職

員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し第十二次改正・一部、第三十四次改正・一部）

一 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡した職員との続柄に関する市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項の特別区（以下「特別区」という。）の区長を含むものとし、第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区長、又は総合区長とする。以下同じ。）の発行する証明書（第二十次改正・一部、第六十六次改正・一部、第七十五次改正・一部）

三 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあつたこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなつた時を証明する医師又は歯科医師の診断書その他の書類及び資料（第五次改正・追加、第二十七次改正・一部）

四 請求者が法第三十三条第一項第一号に定める障害の状態にある妻であるときは、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあつたこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなつた時を証明する医師又は歯科医師の診断書その他の書類及び資料（第五次改正・一部）

五 請求者が法第三十三条第一項第一号に定める障害の状態にある妻であるときは、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあつたこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなつた時を証明する医師又は歯科医師の診断書その他の書類及び資料（第五次改正・一部）

六 請求者（前号に定める妻である請求者を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第二十九条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続き当該障害の状態にあることを証明する医師又は歯科医師の診断書その他の書類及び資料（第五次改正・一部、第二十七次改正・一部）

七 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

八 同一の事由により法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合にあつては、その年金の種類、支給年額及び支給開始年月等を記載した書類（第三十四次改正・全部、第六十七次改正・一部、第七十六次改正・一部、第八十一次改正・一部）

九 災害が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからぬときは、その旨）を記載した書類

十 規則第三十一条第一項の規定により代表者を選任したときは、その旨を証明することができる書類（第五次改正・旧五九一一号づつ繰下）

十一 法第四十六条又は令第十条の規定による金額を請求しようとする場合にあつては、当該災害がそれぞれ法第四

十六条又は令第十条に規定する要件に該当するものであることを証明する書類（第八次改正・追加、第四十四次改正・一部、第六十七次改正・一部）

4 第一項の請求書を提出する場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類又はその写しの添付（第三号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる証明及び書類又はその写しの添付）を省略することができる。（第五次改正・一部、第八次改正・一部、第三十四次改正・一部、第八十一次改正・全部）

一 当該職員の死亡に係る公務災害又は通勤災害の認定の請求書が提出されている場合 前項第一号及び第九号に掲げる書類又はその写し

二 基金が番号利用法第十九条第八号及び第二十二条第一項の規定により情報提供ネットワークシステムを経由して前項第八号に掲げる書類に係る情報の提供を受けることにより、当該書類に係る事実を確認することができる場合

合 当該書類又はその写し（第八十九次改正・一部）

三 請求書の提出前に当該補償の事由となつた職員の死亡（法第四十三条の規定により死亡と推定された場合を含む。）に係る遺族補償年金の支給が行われていた場合 第二項に定める所属部局の長の証明並びに前項第一号、第三号、第九号及び第十一号に掲げる書類又はその写し

（年金たる補償の額を改定した場合の通知）（第五次改正・見出し一部、第二十五次改正・見出し一部）

第十六条 支部長は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額の改定を行つた場合には、当該年金たる補償の受給権者に書面で速やかにその旨を通知しなければならない。（第五次改正・一部、第二十五回正・一部）

（所在不明による支給停止の申請）

第十七条 法第三十五条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出することによつて行なわなければならない。

一 所在不明者の氏名、最後の住所及び所在不明となつた年月日

二 申請者の氏名、住所、生年月日及び所在不明者との続柄

三 申請者と同順位である者の氏名、住所及び所在不明者との続柄

二 前項の申請書には、所在不明者の所在が一年以上明らかでない事實を証明することができる書類を添えなければならぬ。

（所在不明者による支給停止の解除の申請）

第十八条 法第三十五条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、年金証書を添えて任命権者を経由して支部長に提出することによつて行なわなければならない。

ない。

一 申請者の氏名、住所及び生年月日

二 申請者の年金証書の番号

三 支給停止となつた年月（第五次改正・一部）

（年金証書）

第十九条 支部長は、年金たる補償の支給の決定の通知をするときには、併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を当該受給権者に交付しなければならない。（第十七次改正・一部、第二十五次改正・一部）

一 年金証書の番号

二 受給権者の氏名及び生年月日

三 年金たる補償の種類（傷病補償年金又は障害補償年金の場合にあつては、該当する傷病等級又は障害等級を含む。）

四 年金の額（第二十五次改正・追加）

五 支給開始年月（第二十五次改正・一号線下）

2 支部長は、既に交付した年金証書の記載事項（前項第四号に掲げるものを除く。）を変更する必要が生じたときは、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。（第二十五次改正・追加）

3 年金たる補償の受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、次に掲げる事項を記載した再交付の請求書に、亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した年金証書を添えて、任命権者を経由して支部長に提出するものとする。

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第十九条の二 支部長は、法第四十一条の二の規定により、年金たる補償の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、その旨を、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該補償を受ける者に通知するものとする。

一 過誤払による返還金債権に係る年金たる補償の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

二 支払うべき補償の種類、当該補償の支払金の金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額

（第二十四次改正・本条追加）

（遺族補償一時金の請求）

第二十条 遺族補償一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 死亡した職員の氏名、生年月日、死亡年月日及び職名（第

五次改正・一部)

二 死亡した職員が所属していた地方公共団体及び部局の

名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日（第五次改正・全部）

四 請求者の氏名、生年月日、住所及び死亡した職員との続

柄又は関係

五 平均給与額

六 請求金額

七 請求者の個人番号（規則第三十条第四項に該当する場合

には、個人番号の記載を要しないものとする。）（第八十七

次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 前項第五号に掲げる事項については、死亡した職員の所属

部局の長の証明を受けなければならない。（第五次改正・一部）

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類又はその写を添えな

ければならない。ただし、当該職員の死亡に係る公務災害又

は通勤災害の認定の請求書が提出されている場合において

は、第一号及び第八号に掲げる書類又はその写の添付を省略

することができる。（第五次改正・ただし書追加、第十一次改正・

一部）

一 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他該職

員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写（第十一次改

正・一部）

二 請求者と死亡した職員との続柄又は関係に関する市町

村長の発行する証明書（第二十次改正・一部）

三 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当

時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、

その事実を認めることのできる書類

四 職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる

者であるときは、職員の死亡の当時その収入によつて生計

を維持していた事実を認めることのできる書類

五 請求者が法第三十七条第一項第二号の規定に該当する

者であるときは、職員の死亡の当時その収入によつて生計

を維持していた事実を認める事項に該当する先

順位者がないことを証明する書類

六 請求者が法第三十七条第一項第三号の規定に該当する

者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によ

つて生計を維持していた事実を認める事項に該当する

八 災害が第三者の行為によつて生じたものであるときは、

その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所

がわからないときは、その旨）を記載した書類

九 法附則第七条第一項又は令附則第二条の三の規定によ

る金額を請求しようとする場合にあつては、当該災害がそ

れぞれ法第四十六条又は令第十条に規定する要件に該当するものであることを証明する書類（第八次改正・追加、第

四十四次改正・一部、第六十七次改正・一部）

4 法第三十六条第一項第二号の規定に該当する場合において、請求者が請求書を提出するときには、第二項に定める所

属部局の長の証明並びに前項第一号、第八号及び第九号に掲げる書類又はその写の添付を省略することができる。（第五

次改正・一部、第八次改正・一部、第三十九次改正・一部）

（葬祭補償の請求）

第二十二条 法第四十四条第一項の規定により未支給の補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

（第十七次改正・一部、第四十一次改正・一部）

一 死亡した受給権者の氏名及び死亡年月日

二 請求者の氏名、住所及び死亡した受給権者との続柄

三 未支給の補償の種類及びその請求金額

四 請求者の個人番号（規則第三十条第四項に該当する場合

には、個人番号の記載を要しないものとする。) (第八十一次改正・追加、第八十九次改正・一部)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、請求者が未支給の補償と併せて、当該遺族補償又は葬祭補償を請求する場合においては、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類その他の資料と同じ書類その他の資料については、その添付を省略することができる。(第二十次改正・一部)

一 死亡した受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他当該受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写(未支給の補償が年金たる補償であるときは、基金が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報(同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、この限りでない。) (第七十七次改正・一部、第八十九次改正・一部)

二 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類

イ 請求者と死亡した受給権者との続柄に関する市町村長の発行する証明書(第二十次改正・一部)

ロ 請求者が死亡した受給権者の当該死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

ハ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の当該死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

三 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)以外の者であるときは、法第四十四条第二項の規定による先順位者のないことを証明する書類(第二十次改正・一部)

(障害補償年金差額一時金の請求)

四 死亡した受給権者がその死亡前に当該受給権に係る補償を請求していなかつたときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料(第二十次改正・一部)

(障害補償年金差額一時金の請求)

第二十二条の二 障害補償年金差額一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 死亡した障害補償年金の受給権者の氏名、生年月日、死亡年月日及び職名

二 死亡した障害補償年金の受給権者が所属していた地方公共団体及び部局の名称(第五十七次改正・一部)

三 死亡した障害補償年金の受給権者の障害等級

四 請求者の氏名、住所及び死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係

五 平均給与額

六 請求者の個人番号(規則第三十条第四項に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。) (第八十一次改正・追加、第八十九次改正・一部)

2 前項第五号に掲げる事項については、死亡した障害補償年金の受給権者の所属部局の長の証明を受けなければならぬ。

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類又はその写を添えなければならない。ただし、当該請求書の提出前に他の補償の請求に関し既に提出されている書類又はその写については、その添付を省略することができる。

一 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調査その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写

二 請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は關係に関する市町村長の発行する証明書

三 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

四 請求者が法附則第五条の二第三項第一号の規定に該当する者であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

五 請求者に法附則第五条の二第三項の規定による先順位者のないことを証明する書類

六 請求者が法附則第五条の二第四項において準用する法第三十七条第三項の規定に該当する者であるときは、死亡した障害補償年金の受給権者が特に指定した者であることを証明する書類

(第二十五次改正・本条追加)

(障害補償年金前払一時金の請求)

第二十二条の三 障害補償年金前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び住所

二 障害等級

三 規則附則第四条の二第一項ただし書の規定による申出の場合にあつては、その申出を行つた日の属する月までの期間に係る障害補償年金の額その他障害補償年金前払一時金の額の算定の基礎となる事項

四 請求金額

五 請求者の個人番号(規則第三十条第四項に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。) (第八十一次改正・追加、第八十九次改正・一部)

次改正・追加、第八十九次改正・一部)

(第二十五次改正・本条追加)

（遺族補償年金前払一時金の請求）（第二十三次改正・見出し一部）

第二十三条 遺族補償年金前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。（第二十三次改正・一部）

一 請求者の氏名、住所及び死亡した職員との続柄（第十三次改正・一部）

二 規則附則第四条の五第一項ただし書の規定による申出の場合にあつては、その申出を行つた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額その他法附則第六条の規定による一時金の額の算定の基礎となる事項（第十二次改正・全部、第二十三次改正・一部、第二十五次改正・一部）

三 請求金額

四 請求者の個人番号（規則第三十条第四項に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 前項の請求書には、規則附則第四条の六の規定により代表者を選任したときは、その旨を証明することができる書類を添えなければならない。（第十三次改正・追加、第二十五次改正・一部）

（予後補償の請求）

第二十三条の二 令第六条第一項に規定する予後補償の支給を受けようとする船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である法第二条第一項の職員（以下「船員」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 船員の氏名、生年月日及び職名

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日及び治ゆ年月日

四 平均給与額、勤務することができない期間、その他予後補償の額の算定の基礎となる事項

五 請求金額

六 請求者の個人番号（規則第三十条第四項に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 前項第四号に掲げる事項については、所属部局の長の証明を受けなければならない。（第二十五次改正・本条追加）

（行方不明補償の請求）

第二十三条の三 船員に係る令第八条第一項に規定する行方不明補償の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記

載した請求書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 行方不明となつた船員の氏名、生年月日及び職名

二 行方不明となつた船員が所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 行方不明となつた年月日

四 請求者の氏名、生年月日、住所及び行方不明となつた船員との続柄又は関係

五 平均給与額

六 請求金額

七 請求者の個人番号（規則第三十条第四項に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 前項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項については、行方不明となつた船員の所属部局の長の証明を受けなければならない。

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、当該請求書の提出前に他の補償の請求に関し既に提出されている書類又はその写については、その添付を省略することができる。

一 船員が行方不明となつた事実及びその行方不明が公務により生じたものであることを証明する書類又はその写

二 請求者と行方不明となつた船員との続柄に関する市町村長の発行する証明書又は請求者と当該船員との関係を証明することのできる書類

三 請求者が船員の行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類

四 請求者が令第八条第六項に規定する先順位者のないことを証明する書類

五 請求者が令第八条第四項第二号又は第三号に該当する者であるときは、船員の行方不明となつた当時同一の世帯に属していたことの事実を認めることのできる書類

（第二十五次改正・本条追加）

第二十四条 支部長は、補償の請求を受理したときは、これに関する決定を行ない、その結果を書面で請求者及び任命権者に通知するとともに、年金たる補償以外の補償については、請求者にすみやかに補償を行なわなければならない。（第五次改正・一部）

2 支部長は、第一項の決定をするに当たつて、当該請求が法第四十六条又は法附則第七条第二項の規定による金額に係るものである場合においては、当該災害が法第四十六条に規

定する要件に該当するものであるかどうかについて、当該請求が令第十条又は附則第二条の三の規定による金額に係るものである場合においては、当該災害が令第十条に規定する要件に該当するものであるかどうかについて、当該災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならない。（第八次改正・追加、第四十四次改正・一部、第六十七次改正・一部）

4 支部長は、傷病補償年金の支給の決定を行つたとき及び傷病補償年金を受けている職員の障害の程度が規則別表第二に定める第一級から第三級までの傷病等級に該当しなくなつたときは、その旨を書面で傷病補償年金に係る職員及び任命権者に通知しなければならない。（第十七次改正・追加、第二十一次改正・一部、第四十八次改正・一部、第五十六次改正・一部）

5 第三項の規定は、前項の支給の決定について準用する。（第十七次改正・追加）

（障害補償年金等の支給停止の終了の通知）

第二十四条の二 支部長は、規則附則第四条の四第一項の規定による障害補償年金の支給の停止又は法附則第七条の二第二四項若しくは規則附則第四条の八第一項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了したときは、速やかにこれに係る障害補償年金受給権者又は遺族補償年金受給権者にその旨を通知しなければならない。

（第二十五回改正・本条追加、第三十三次改正・一部）

（療養の現状等に関する報告）

第二十四条の三 公務上の災害又は通勤による災害を受け、その療養の開始後一年六箇月を経過した日において当該傷病がなおつていいない者は、同日後一箇月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 職員の氏名、住所及び個人番号（規則第三十五条の二第二三項に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）（第七十七次改正・一部、第八十九次改正・一部）

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日及び療養開始年月日

四 傷病の種類、現状及び今後の見込

2 前項第四号に掲げる事項については、医師又は歯科医師の証明を受けなければならない。

（第七十七次改正・一部、第六十七次改正・一部）

3 前二項の規定は、第一項に規定する者で、その療養の開始後一年六箇月を経過した日後において当該傷病がなおつていいもののうち、支部長が必要があると認めて通知した者について準用する。

（第十七次改正・本条追加、第二十五回改正・一条繰下）

（年金たる補償の受給権者の定期報告）

第二十五条 年金たる補償の受給権者（遺族補償年金の受給権者の場合で、代表者を選任してあるときは、その代表者）は、

支部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合を除き、毎年一回、二月一日から同月末日までの間に、次に掲げる事項を記載した報告書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名及び住所

二 年金たる補償の種類

三 同一の事由により法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合にあつては、その年金の種類、支給年額及び支給開始年月等（第三十四次改正・一部、第六十七次改正・一部、第七十六次改正・一部、第八十一次改正・一部）

四 傷病補償年金の受給権者にあつては、傷病の種類並びに現状及び今後の見込み（当該傷病補償年金を支給すべき事由となつた障害に関し介護補償を受けている場合にあつては、当該補償を有することに伴う日常生活の状態を含む。）（第十七次改正・追加、第三十四次改正・一部、第四十七次改正・一部）

五 遺族補償年金の受給権者にあつては、その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名並びに当該受給権者及び当該遺族である者の規則第二十九条に定める障害の状態の有無（第五次改正・一部、第十七次改正・一号繰下、第二十七次改正・一部、第五十七次改正・一号繰上）（第五十七次改正・旧五号削除）

2 前項第四号に掲げる事項については、医師又は歯科医師の証明を受けなければならない。（第十七次改正・一部、第五十七次改正・一部）

3 遺族補償年金の受給権者は、第一項の報告書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一 受給権者及び第一項第五号の遺族の氏名及び死亡した職員との続柄に関する市町村長の発行する証明書（第十七次改正・一部、第二十次改正・一部、第五十七次改正・一部）

二 第一項第五号の遺族が受給権者と生計を同じくしている事実を証明することができる書類（第五次改正・一号繰上、第十七次改正・一部、第五十七次改正・一部）

三 受給権者及び第一項第五号の遺族のうち、規則第二十九条に定める障害の状態にある者については、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（第五次改正・追加、第十七次改正・一部、第二十七次改正・一部、第五十七次改正・一部）

4 前項の規定にかかわらず、基金が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から第一項第五号の遺族に係る機関保存本人確認情報の提供を受けることにより、第一項第五号の遺族が受給権者と生計を同じくしている事実を確認できるときは、前項第二号の書類を添付することを要しない。（第五十五次改正・追加、第五十七次改

正・一部、第七十六次改正・一部、第七十七次改正・一部、第八十九次改正・一部)

第三章 福祉事業（第四十六次改正・章名一部）

（福祉事業の種類）（第四十六次改正・見出し一部）

第二十五条の二 基金は、規則第三十八条第一項に規定する次の福祉事業を行う。（第四十六次改正・一部）

一 外科後処置に関する事業（第四十六次改正・一部）

二 補装具に関する事業（第四十六次改正・一部）

三 リハビリテーションに関する事業（第四十六次改正・一部）

四 アフターケアに関する事業（第三十七次改正・一部、第四十一次改正・一部、第六十三次改正・一号線上）

五 休業援護金の支給（第三十三次改正・六号線下、第三十七次改正・一号線上、第六十三次改正・一号線上）

六 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業（第四十六次改正・追加、第四十七次改正・一号線上、第六十三次改正・一号線上）

七 異学援護金の支給（第三十三次改正・七号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十二次改正・一号線上）

八 就労保育援護金の支給（第三十三次改正・七号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第五十七次改正・一号線上、第六十三次改正・一号線上）

九 傷病特別支給金の支給（第二十次改正・追加、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上）

十 障害特別支給金の支給（第二十次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第四十六次改正・一号線上）

十一 遺族特別支給金の支給（第二十次改正・一号線下、第三十一次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線下、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線下、第五十七次改正・一号线上）

十二 障害特別援護金の支給（第十六次改正・追加、第二十次改正・一号線下、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号线上、第六十一次改正・三号線下、第四十七次改正・一号线上、第五十七次改正・一号线上）

十三 遺族特別援護金の支給（第十六次改正・一号線下、第二十一次改正・一号線下、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号线上）

*第三十七次改正・旧第六号削除

七 異学援護金の支給（第三十三次改正・七号線下、第三十七次改正・一号線下、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十二次改正・一号線上）

八 就労保育援護金の支給（第三十三次改正・七号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第五十七次改正・一号線上、第六十三次改正・一号線上）

九 傷病特別支給金の支給（第二十次改正・追加、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上）

十 障害特別支給金の支給（第二十次改正・一号線上、第五十七次改正・一号线上）

十一 遺族特別支給金の支給（第二十次改正・一号線下、第三十一次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線下、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号线上）

十二 障害特別援護金の支給（第十六次改正・追加、第二十次改正・一号線下、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号线上、第六十一次改正・三号線下、第四十七次改正・一号线上、第五十七次改正・一号线上）

十三 遺族特別援護金の支給（第十六次改正・一号線下、第二十一次改正・一号線下、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号线上）

（福社事業機関の指定）（第四十六次改正・見出し一部）

第二十六条 次条第一項、第二十七条の三第一項若しくは第二十七条の四第一項に規定する外科後処置、リハビリテーション

若しくはアフターケアを行う病院、診療所、薬局、訪問看護事業者、リハビリテーション施設若しくは温泉保養施設等又は第二十八条の三に規定する介護人の派遣を行う事業者の指定は、理事長のほか、支部長が行うものとする。（第六次改正・一部、第十三次改正・一部、第二十次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部、第四十五次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十七次改正・一部、第六十二次改正・一部）

一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十一次改正・一号線上、第六十三次改正・一号線上）

十四 傷病特別給付金の支給（第十七次改正・追加、第二十次改正・一号線下、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十一次改正・一号線上）

十五 障害特別給付金の支給（第十七次改正・追加、第二十次改正・一号線下、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十一次改正・一号線上）

十六 遺族特別給付金の支給（第十七次改正・追加、第二十次改正・一号線下、第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十一次改正・一号線上）

十七 障害差額特別給付金の支給（第三十三次改正・五号線下、第三十七次改正・一号線上、第四十六次改正・三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十一次改正・一号線上、第六十三次改正・一号線上）

十八 長期家族介護者援護金の支給（第四十六次改正・追加、三号線下、第四十七次改正・一号線上、第五十七次改正・一号線上、第六十一次改正・一号線上、第六十三次改正・一号線上）

十九 基金は、規則第三十八条第二項に規定する次の福祉事業を行ふ。

一 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業

二 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

三 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

（第四十六次改正・追加）

（福社事業機関の指定）（第四十六次改正・見出し一部）

第二十六条 次条第一項、第二十七条の三第一項若しくは第二

七条の四第一項に規定する外科後処置、リハビリテーション

若しくはアフターケアを行う病院、診療所、薬局、訪問看護事業者、リハビリテーション施設若しくは温泉保養施設等又は第二十八条の三に規定する介護人の派遣を行う事業者の指定は、理事長のほか、支部長が行うものとする。（第六次改正・一部、第十三次改正・一部、第二十次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部、第四十五次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十七次改正・一部、第六十二次改正・一部）

（第六次改正・追加）

（福社事業機関の指定）（第四十六次改正・見出し一部）

第二十六条 次条第一項、第二十七条の三第一項若しくは第二

七条の四第一項に規定する外科後処置、リハビリテーション

若しくはアフターケアを行う病院、診療所、薬局、訪問看

護事業者、リハビリテーション施設若しくは温泉保養施設等又は第二十八条の三に規定する介護人の派遣を行う事業者の指定は、理事長のほか、支部長が行うものとする。（第六次改正・一部、第十三次改正・一部、第二十次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部、第四十五次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十七次改正・一部、第六十二次改正・一部）

（第六次改正・追加）

（福社事業機関の指定）（第四十六次改正・見出し一部）

第二十六条 次条第一項、第二十七条の三第一項若しくは第二

七条の四第一項に規定する外科後処置、リハビリテーション

若しくはアフターケアを行う病院、診療所、薬局、訪問看

護事業者、リハビリテーション施設若しくは温泉保養施設等又は第二十八条の三に規定する介護人の派遣を行う事業者の指定は、理事長のほか、支部長が行うものとする。（第六次改正・一部、第十三次改正・一部、第二十次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部、第四十五次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十七次改正・一部、第六十二次改正・一部）

（第六次改正・追加）

（福社事業機関の指定）（第四十六次改正・見出し一部）

第二十六条 次条第一項、第二十七条の三第一項若しくは第二

七条の四第一項に規定する外科後処置、リハビリテーション

若しくはアフターケアを行う病院、診療所、薬局、訪問看

護事業者、リハビリテーション施設若しくは温泉保養施設等又は第二十八条の三に規定する介護人の派遣を行う事業者の指定は、理事長のほか、支部長が行うものとする。（第六次改正・一部、第十三次改正・一部、第二十次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部、第四十五次改正・一部、第四十六次改正・一部、第五十七次改正・一部、第六十二次改正・一部）

期間その他必要な事項を記載した契約書により、当該施設と契約を結ばなければならない。

3 支部長は、第一項の指定をし、又はこれを取り消したときは、当該契約に係る契約書の写等を添えて、その旨を理事長に報告しなければならない。

4 理事長又は支部長は、第一項の指定をし、又はこれを取り消したときは、適当な方法により職員に周知させるよう努めなければならない。

(外科後処置に関する事業) (第四十六次改正・見出し一部)

第二十七条 基金は、規則別表第三に定める程度の障害(同表に定める各障害等級の障害に該当しない障害であつて、同表に定める各障害等級の障害に相当するものを含む。次条第一項、第二十七条の三第一項及び第二十七条の四第一項において同じ。)が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術その他理事長が定める処置が必要であると認められる者に対し、外科後処置として、基金の指定する施設において、必要な処置を行い、又はその処置に必要な費用を支給する。

(第六十一次改正・一部、第六十三次改正・一部)

2 前項に規定する外科後処置の範囲は、次に掲げるものであつて、外科後処置上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(第四十五次改正・追加)

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(第四十五次改正・一部・一号線下)

六 移送

(第四十五次改正・旧第五号削除)

3 外科後処置を受けるために入院等をする場合は、日当を支給する。

(第三十三次改正・本条追加)

(補装具に関する事業) (第三十三次改正・見出し一部、第四十一次改正・見出し一部)

第二十七条の二 基金は、規則別表第三に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車いす、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器その他支部長が必要と認める補装具を支給する。(第三十三次改正・追加、第六十一次改正・一部)

2 前項に掲げる補装具を支給する場合には、次に定めるところによる。(第三十三次改正・一部)

一 義肢は、四肢又は手指若しくは足指の一部又は全部を失つた者に対し、一障害部位につき二本を支給する。(第四十一次改正・一部)

二 装具は、四肢の一部若しくは全部の用を廃した者又は体

幹の機能に障害を残す者に対し、一障害部位につき二個(体幹装具については一個)を支給する。(第四十二次改正・一部)

三 義眼は、一眼又は両眼を失明した者に対し、失明した一眼につき一個を支給する。

四 眼鏡は、一眼若しくは両眼のきょう正視力が○・六以下になつた者又はしゆう明、昼盲等の障害を残す者に対し、一個(必要と認める場合は二個)を支給する。(第十二次改正・一部)

五 補聴器は、一耳又は両耳の聽力が四十センチメートル以上離れては普通の話声を解することができない者に対し、一個を支給する。

六 人工こう頭は、言語の機能を廃した者に対し、一個を支給する。

七 車いすは、両下肢を失い、又はその用を全廃した者で義肢又は装具の使用を不適当とするものに対し、一台を支給する。

八 収尿器は、排尿の機能に障害を残す者に対し、二個を支給する。(第四十二次改正・一部)

九 歩行補助つえは、歩行の機能に障害を残す者に対し、一本又は一組を支給する。(第二次改正・一部、第九次改正・一部、第十次改正・一部)

十 盲人安全つえ又は点字器は、両眼のきょう正視力が○・一以下になつた者に対し、それぞれ一本又は一個を支給する。(第十二次改正・一部)

十一 前各号に掲げる補装具以外の補装具は、理事長が定める範囲内で支給する。(第三十三次改正・追加)

(第三十三次改正・一項線下)

3 前項の規定により支給した補装具が、き損し、又は適合しなくなつた場合には修理を行い、滅失し、又は修理を適當としない場合には再支給を行う。ただし、修理又は再支給は、そのき損、滅失等が支給を受けた者の故意によつて生じた場合は、行わない。(第三十三次改正・追加)

4 補装具の支給、修理又は再支給は、その種目、型式、材質等に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第七十六条第二項の規定による補装具の購入に通常要する費用の額を勘案した基準(この基準によることができないときは、理事長が定める基準)の範囲内で行うものとする。(第十次改正・一部、第三十三次改正・一部・二項線下、第六十二次改正・一部、第七十一次改正・一部)

5 第二項及び第三項に規定する補装具の支給、修理又は再支給を受けるために旅行する場合は、旅行費を支給する。(第三十三次改正・旧第三項削除、一条線下)

第二十八条の四 削除（第四十六次改正・本条追加、第五十七次改

正・一条繰上、第六十一次改正・全部）

*第四十六次改正・第二十八条の四（介護用機器に関する事業）追加、

第五十七次改正・同条削除

*第四十六次改正・第二十八条の五（在宅介護のための住宅に関する

事業）追加、第六十一次改正・同条削除

（奨学援護金の支給）

第二十九条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る平均給与額が、同日において一万六千円を超えており、同日後一万六千円以下となつた者についても、同様とする。（第二次改正・一部、第五次改正・一部、第六次改正・一部、第九次改正・一部、第十次改正・一部、第十三次改正・一部、第十七次改正・一部、第二十次改正・一部、第二十二次改正・一部、第三十二次改正・一部、第三十五次改正・全部、第三十七次改正・一部、第三十九次改正・一部、第四十二次改正・一部、第四十四次改正・一部）

一 遺族補償年金の受給権者（うち、学校教育法（昭和二十

二年法律第二十六号）第一条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第一百一十四条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上ものであると理事長が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通職業訓練（短期課程のものを除く。）若しくは高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第四号において同じ。）を受ける者、同法第二十七条に定める職業能力開発総合大

学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する職業訓練とする。次項第四号において同じ。）を受ける者又は公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下この条において「教育訓練等」という。）として理事長が定めるものを受けける者（以下「在学者等」という。）であつて学資又は職業訓練若しくは教育訓練等に要する費用（以下この項において「学資等」という。）の支弁が困難であると認められるもの（第十七次改正・一次改正・一部、第二十四次改正・一部、第三十三次改正・一部、第四十三次改正・一部、第五十一次改正・一部、第五十二次改正・一部、第六十四次改正・一部、第六十九次改正・一部、第七十四次改正・一部、第七十七次改正・一部、第八十七次改正・一部）

二 遺族補償年金の受給権者のうち、職員の死亡の当时その

収入によつて生計を維持していた当該職員の子（当該職員の死亡の当时胎児であった子を含むものとし、婚姻（届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。）をしている者、直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事实上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつてゐる者及び前号に該当する者を除く。）である在学者等と生計を同じくしてゐる者であつて、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの（第二十次改正・一部、第二十四次改正・一部）

三 障害補償年金の受給権者（規則別表第三に定める第一級から第三級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。以下次号並びに次条第一項第三号及び第四号において同じ。）のうち、在学者等であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの（第二十次改正・一部、第二十四次改正・一部、第二十七次改正・一部、第六十一次改正・一部）

四 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻（届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。）をしてゐる者及び直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事实上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつてゐる者を除く。）と生計を同じくしてゐる者であつて、当該在学者等である子に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの（第十七次改正・一部、第二十次改正・一部、第二十四次改正・一部）

（第十七次改正・旧第五号削除）

二 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。（第二十四次改正・一部）

一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 一万六千円（第七次改正・一部、第九次改正・一部、第十六次改正・一部、第十七次改正・一部、第二十二次改正・一部、第二十四次改正・一部、第三十二次改正・一部、第三十七次改正・一部、第三十九次改正・一部、第四十二次改正・一部、第四十四次改正・一部、第四十七次改正・一部、第五十次改正・一部、第五十二次改正・一部、第五十四次改正・一部、第六十三次改正・一部、第七十五次改正・一部、第七十七次改正・一部、第八十次改正・一部、第八十九次改正・一部、第九十次改正・一部）

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在学する者 月額 二万円（第七次改正・一部、第九次改正・一部、第十六次改正・一部、第十七次改正・一部、第二十二次改正・一部、第二十四次改正・一部、第三十二次改正・一部、第三十七次改正・一部、第三十九次改正・一部、第六十三次改正・一部、第七十五次改正・一部、第七十七次改正・一部、第八十次改正・一部、第八十九次改正・一部、第九十次改正・一部）

三十九次改正・一部、第四十二次改正・一部、第四十四次改正・一部、第四十七次改正・一部、第五十次改正・一部、第五十一

次改正・一部、第五十二次改正・一部、第五十四次改正・一部、第六十三次改正・一部、第七十七次改正・一部、第八十次改正・一部、第八十九次改正・一部、第九十次改正・一部)

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号)附則第二条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者月額二万円(第七次改正・一部、第九次改正・一部、第十六次改正・一部、第十七次改正・全部、第二十二次改正・一部、第二十四次改正・一部、第三十二次改正・一部、第三十三次改正・一部、第四十七次改正・一部、第五十次改正・一部、第五十一次改正・一部、第五十二次改正・一部、第五十四次改正・一部、第六十三次改正・一部、第七十一次改正・一部、第八十三次改正・一部、第八十七次改正・一部、第八十九次改正・一部、第九十次改正・一部)

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者(前号に掲げる者を除く。)、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者(前号に掲げる者を除く。)月額三万九千円(第六次改正・一部、第七次改正・一部、第九次改正・一部、第十六次改正・一部、第十七次改正・一部、第二十二次改正・一部、第二十四次改正・一部、第三十二次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部、第三十九次改正・一部、第四十二次改正・一部、第四十三次改正・一部、第四十七次改正・一部、第五十次改正・一部、第五十二次改正・一部、第五十七次改正・一部、第六十一次改正・一部、第七十四次改正・一部)

3 異学援護金の支給は、第一項前段に規定する者があつては同項各号に該当するに至つた日の属する月の前月の末日において年金たる補償を受ける権利

を有していたときは、その日の属する月)、同項後段に規定する者にあつては同項後段に該当するに至つた日の属する月から始め、支給すべき事由の消滅した日の属する月で終わる。(第十七次改正・追加、第三十五次改正・全部)

4 奨学援護金は、これを受けている者にその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月(新たに在学者等となつた者が生じたことにより支給額を増額すべき場合又は奨学援護金に係る在学者等について支給額を増額すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月)からその支給額を改定する。(第二十次改正・追加、二十四次改正・一部)

5 第一項第一号又は第二号に該当する者に係る奨学援護金は、法第三十五条第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている間、支給しない。(第十七次改正・追加、第二十次改正・一部)

6 奨学援護金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、奨学援護金を支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の奨学援護金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。(第十七次改正・追加、第二十次改正・一部、第三次改正・全部、第四十一次改正・全部、第四十七次改正・一部)

7 支部長は、在学者等について奨学援護金を支給することができない事情があると認めたときは、その事情が存する期間、当該在学者等に係る奨学援護金を支給しないことができる。(第二十四次改正・追加)

(就労保育援護金の支給)

第二十九条の二 就労保育援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた日ににおける当該各号に規定する補償に係る平均給与額が一万六千円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る平均給与額が、同日において一万六千円を超えており、同日後一万六千円以下となつた者についても、同様とする。(第二十二次改正・一部、第三十二次改正・一部、第三十五次改正・全部、第三十七次改正・一部、第三十九次改正・一部、第四十二次改正・一部、第四十四次改正・一部)

一 遺族補償年金の受給権者で未就学の児童である者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条に規定する保育所、学校教育法第一条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園等(以下「保育所等」という。)に預けられている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの(第六十四次改正・一部、第七十六次改正・一部)

3 異学援護金の支給は、第一項前段に規定する者があつては同項各号に該当するに至つた日の属する月(その日の属する月の前月の末日において年金たる補償を受ける権利

二 遺族補償年金の受給権者で、職員の死亡の当时当該職員の収入によつて生計を維持してゐた当該職員の未就学の子（当該職員の死亡の當時胎児であつた子を含むものとし、直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事實上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつてゐる者及び前号に該当する者を除く。）と生十と同様にして、る者のうち、自己の扶養のため当該夫

2 傷病特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる傷病等級の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。（第二十七次改正・一部）

一 第一級	百十四万円
二 第二級	百七万円
三 第三級	百万円

第一級百十四万円
第二級百七万円
第三級百万円

(第二十四次改正・本条追加)

生詠を同じくしている者のうち、自己の就労のため当説未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

障害補償年金の受給権者で未就学の子（直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事實上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつてゐる者を除く。以下次号において同じ。）と生計を同じくしてゐる者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けてゐる者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

四 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

四 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）一人につき月額八千円とする。

（第二十二次改正・一部、第二十四次改正・一部、第三十二次改正・一部、第三十七次改正・一部、第三十九次改正・一部、第四十二次改正・一部、第四十四次改正・一部、第四十七次改正・一部、第五十次改正・一部、第五十二次改正・一部、第五十四次改正・一部、第八十一次改正・一部）

3 前条第三項から第六項までの規定は、就労保育援護金の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、「第一項前段」とあるのは「第二十九条の二第一項前段」と、同条第四項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、「在学者等」とあるのは「保育児」と、同条第五項中「第一項第一号

等」、「あるに依り」、「同第三項」、「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第二十九条の二第一項第一号又は第二号」とあるのは「就労保育援護金」と、同条第六項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と読み替えるものとする。
第三次改正・一部、第三十五次改正・一部、第四十一次改正・一部

第二十九条の三及び第二十九条の四 削除（第三十三次改正・全
部）
（第二十次改正・本条追加）

(傷病特別支給金の支給)
第二十九条の五 傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者
に対し、支給する。

(傷病特別支給金の支給)

第二十九条の五 傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、支給する。

十一 第十一級 二十九万円（第二十三次改正・一部）
十二 第十二級 二十万円（第二十三次改正・一部）
十三 第十三級 十四万円（第二十三次改正・一部）
十四 第十四級 八万円（第二十三次改正・一部）

3 同一の公務上の傷病又は通勤による傷病（以下「同一の傷病」という。）に關し、障害補償を受けた者が、既に傷病特別支給金の支給を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該障害補償に係る障害等級に応ずる同項の規定による額（以下この項において「前項の規定による額」という。）が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級に応する前条第二項の規定による額（以下この項において「前条

第二項の規定による額」という。)を超えるときには、

障害特別支給金として、当該超える額に相当する額を支給し、前項の規定による額が前条第二項の規定による額以下のときには、障害特別支給金は、支給しないものとする。

(第二十四次改正・追加 第二十七次改正・一部)

第十三次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十四次改正・一条繰下)

(遺族特別支給金の支給)

第二十九条の七 遺族特別支給金は、遺族補償年金(法第三十条第一項の規定により支給されるものを除く。)又は遺族

補償一時金(法第三十六条第一項第二号に該当する場合に支給されるものを除く。)の受給権者に対し、支給する。(第三十九次改正・一部)

2 遺族特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 遺族補償年金の受給権者 三百万円(第十七次改正・一部、第二十三次改正・一部)

二 遺族補償一時金の受給権者で、法第三十七条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 三百万円(第十七次改正・一部、第二十三次改正・一部)

三 遺族補償一時金の受給権者で法第三十七条第一項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は規則別表第三に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族 二百十萬円(第十七次改正・一部、第二十一次改正・一部、第二十七次改正・一部、第六十二次改正・一部)

四 遺族補償一時金の受給権者で法第三十七条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 百二十万円(第十七次改正・一部、第二十三次改正・一部)

3 第一項の規定により遺族特別支給金の支給を受けることができる者が二人以上あるときは、遺族特別支給金の支給額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(第十三次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十四次改正・一条繰下)

(障害特別援護金の支給)

第二十九条の八 障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、支給する。(第二十七次改正・一部、第四十三次改正・一部)

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 第一級 千四百三十五万円
ロ 第二級 千三百九十五万円
ハ 第三級 千三百五十万円

二 第四級 八百六十五万円
ホ 第五級 七百四十五万円

ヘ 第六級 六百二十万円
ト 第七級 五百萬円

チ 第八級 三百二十万円
リ 第九級 二百五十五万円

ヌ 第十級 二百萬円

ル 第十一級 百五十万円
ヲ 第十二級 百十万円

ワ 第十三級 八十万円
カ 第十四級 五十万円

(第四十三次改正・全部、第四十六次改正・一部、第四十七次改正・一部、第四十九次改正・一部、第五十次改正・一部、第五十一次改正・一部、第五十二次改正・一部、第五十九次改正・一部、第八十九次改正・一部)

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 第一級 八百四十五万円
ロ 第二級 八百二十万円
ハ 第三級 七百九十万円
ニ 第四级 五百萬円

ホ 第五級 四百三十万円
ヘ 第六級 三百六十万円
ト 第七級 二百九十万円
チ 第八級 百九十万円
リ 第九級 百五十万円

ヌ 第十級 百二十万円
ル 第十一級 九十萬円
ヲ 第十二級 七十萬円
ワ 第十三級 五十萬円
カ 第十四級 三十五萬円

(第四十三次改正・全部、第四十六次改正・一部、第四十七次改正・一部、第七十七次改正・一部、第九十次改正・一部)

二 法第二十九条第八項に規定する障害の程度の加重があつた場合(理事長が定める場合を除く。)における障害特別援護金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。(第六十一次改正・一部、第四十一次改正・全部)

3 法第二十九条第八項に規定する障害の程度の加重があつた場合(理事長が定める場合を除く。)における障害特別援護金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。(第六十一次改正・一部、第七十七次改正・一部、第九十次改正・一部)

一 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 加重後の障害等級に応ずる前項第一号に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる前項第一号に掲げる額を差し引いた額(加重

前の障害が、通勤による災害に係る障害（理事長が定める

ものに限る。)である場合においては、当該差し引いた額に加重前の障害等級に応する前項第二号に掲げる額を加

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 加重後の
章等に於ける前項第二号に掲げる項以外、加重前の章

障害等級に応じる前項第二号に掲げる額から、加重前の障害等級に応じる前項第二号に掲げる額を差し引いた額(加重前の障害が、公務上の災害に係る障害(理事長が定める

重前の障害等級に応ずる前項第一号に掲げる額を加るものに限る。)である場合にあつては、当該差し引いた額に加重前の障害等級に応ずる前項第一号に掲げる額を加

（第四十三次改正・一部）
算した額）

(第十六次改正・本条追加、第二十次改正・一条練下、第二十四次改
三 一之點下) 部

(遺族特別援護金の支給)
第二十一条(一) 貴族院議員は、貴族院議員の夫婦の扶養費を支給する。(法第三十)

第二十九次改正・一部、第三十九次改正・一部）
2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
（法第三十六条第一項第二号に該当する場合に支給されるものを除く。次項において同じ。）又は遺族補償一時金（法第三十六条第一項第二号に該当する場合に支給されるものを除く。次項において同じ。）の受給権者に対し、支給する。（第二十七次改正・一部、第二十九次改正・一部）

一 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、そしそれ次に掲げる項(第二二二三六二三、一部、第二二二七)

イ 公務上の死亡の場合 千七百三十五万円（第二十九次改
次改正・一部、第二十九次改正・一部）

正・追加、第三十六次改正・一部、第三十八次改正・一部、第四十一次改正・一部、第四十三次改正・一部、第四十六次改正・一部、第四十七次改正・一部、第四十九次改正・一部、第五十次改正・一部、第五十一 次改正・一部、第五十二次改正・一部、

口 通勤による死亡の場合 千四十五万円（第二十九次改

正・追加・第三十六次改正・一部・第三十八次改正・一部・第四十一次改正・一部・第四十三次改正・一部・第四十六次改正・一部・第四十七次改正・一部・第四十九次改正・一部・第五十

次改正・一部、第五十一次改正・一部、第五十二次改正・一部、第六十一次改正・一部、第七十七次改正・一部、第八十五次改

正・一部、第八十九次改正・一部)
遺族補償一時金の受給権者で、法第三十七条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 次に掲げる場合の

イ 公務上の死亡の場合 千七百三十五万円（第二十九次改
区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（第二十三次改正・一部、第二十七次改正・一部、第二十九次改正・一部）

一部、第四十七次改正・一部、第四十九次改正・一部、第五十

次改正・一部、第五十一次改正・一部、第五十二次改正・一部、

第六十一次改正・一部、第七十七次改正・一部、第八十五次改

正・一部、第八十九次改正・一部)

(第十七次改正・追加)

3 第二十九条の七第三項の規定は、前項の遺族特別援護金の支給額について準用する。(第十七次改正・一部・一項繰下、第二十次改正・一部、第二十四次改正・一部)

(第十四次改正・本条追加、第十六次改正・一条繰下、第二十次改正・一部)

一条繰下、第二十四次改正・一条繰下)

(傷病特別給付金の支給)

第二十九条の十 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として支給する。

2 傷病特別給付金の額は、一年につき、その者に対して支給すべき法第二十八条の二第二項の規定による傷病補償年金の額(当該傷病補償年金について法第四十六条又は令第十条の規定が適用された場合にあつては、当該傷病補償年金に係る傷病等級に応じ、それぞれ令第一条の三第三項又は第十条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に百分の二十(令第一条に規定する職員にあつては百分の二十を超えない範囲内で理事長が定める率とする。次条第二項及び第三項、第二十九条の十三第三項並びに第二十九条の十四第三項及び第四項において同じ。)を乗じて得た額とする。ただし、百五十万円に、規則別表第二に定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に応じ、それぞれ三百六十五分の三百十三、三百六十五分の二百七十七又は三百六十五分の二百四十五を乗じて得た額を超えないものとする。(第二十次改正・一部、第二十三次改正・一部、第二十四次改正・一部、第二十五次改正・一部、第二十七次改正・一部、第三十一次改正・一部、第三十六次改正・一部、第四十四次改正・一部、第四十八次改正・一部、第五十六次改正・一部、第六十七次改正・一部)

3 前項の規定による傷病特別給付金の額に当該傷病補償年金の額をえた額が当該平均給与額の年額(当該平均給与額に三百六十五を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)の百分の八十に相当する額に満たない者に係る傷病特別給付金の支給額は、当分の間、前項の規定にかかわらず、次に該平均給与額の年額の百分の八十に相当する額から当該傷病補償年金の額を差し引いた額とする。(第三十五次改正・追加、第三十九次改正・一部)

(第十七次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十四次改正・一条繰下)

(障害特別給付金の支給)

第二十九条の十一 障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する。

2 障害特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。(第二十次改正・一部、第二十

五次改正・一部、第三十一次改正・一部)

一 障害補償年金の受給権者 一年につき、その者に対して支給すべき法第二十九条第三項の規定による障害補償年金の額(当該障害補償年金について、法第四十六条又は令第十条の規定が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じそれぞれ令第一条の三第三項又は第十条に定める率を乗じて得た額を加算した額)に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、障害等級に応じ、同項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。(第二十三次改正・一部、第二十四次改正・一部、第二十五次改正・一部、第三十一次改正・一部、第六十二次改正・一部、第六十七次改正・一部)

二 障害補償一時金の受給権者 その者に対して支給すべき法第二十九条第四項の規定による障害補償一時金の額(当該障害補償一時金について、法第四十六条又は令第十条の規定が適用された場合にあつては、当該障害補償一時金に百分の五十を乗じて得た額を、船員である場合にあつては、当該障害補償一時金に係る障害等級に応じ平均給与額に令第七条各号に掲げる日数を乗じて得た額を、それぞれ加算した額)に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、障害等級に応じ、同項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。(第二十五次改正・一部、第三十一次改正・一部、第四十四次改正・一部、第六十二次改正・一部、第六十七次改正・一部)

3 法第二十九条第八項の規定による障害補償の受給権者に係る障害特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に該当する前項の規定による額から当該各号に定める額を差し引いた額とする。(第二十五次改正・一部、第三十一次改正・一部、第六十一次改正・一部)

一 加重後の障害の程度が規則別表第三に定める第七級以上上の障害等級に該当する場合 加重前の障害の程度が同表に定める第七級以上の障害等級に該当するものであるときはその障害等級に応ずる前項第一号の規定による額、加重前の障害の程度が同表に定める第八級以下の障害等級に該当するものであるときは障害補償年金に係る平均給与額にその障害等級に応じ法第二十九条第四項各号に定める日数を乗じて得た額(加重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るものであるときは当該額と当該額に百分の五十を乗じて得た額との合計額、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が船員

であるときは当該額と当該平均給与額に加重前の障害等級に応じ令第七条各号に定める日数を乗じて得た額との合計額)に百分の二十を乗じて得た額(その額が、百五十万円に、加重前の障害等級に応じ、法第二十九条第四項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額)を二十五で除して得た額を超えないものとし得た額(第二十五次改正・一部、第三十一次改正・一部、第三十五次改正・一部、第三十九次改正・一部、第四十四次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十二次改正・一部、第六十七次改正・一部)

二 加重後の障害の程度が規則別表第三に定める第八級以下の障害等級に該当する場合 加重前の障害等級に応ずる前項第二号の規定による額(第二十五次改正・一部、第三十一次改正・一部、第六十一次改正・一部)

(第十七次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十四次改正・一条繰下、第二十五次改正・第四項追加、第三十一次改正・旧第四項削除)

(傷病特別支給金等の支給の制限)

第二十九条の十二 規則第二十八条第一項の規定により傷病補償年金又は障害補償が減額して支給される場合における傷病特別支給金、障害特別支給金、傷病特別給付金又は障害特別給付金の支給額は、第二十九条の五、第二十九条の六、第二十九条の十又は前条の規定による額からその額の百分の三十に相当する額を減じた額とする。(第二十四次改正・一部)

(第十七次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十四次改正・一部)

(遺族特別給付金の支給)

第二十九条の十三 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者に対し、年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する。

2 遺族特別給付金は、前項に定めるものほか、遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため法第三十六条第一項第二号の規定に該当しないこととなつた者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるものに対し一時金として支給する。(第二十五次改正・追加、第三十九次改正・一部)

3 遺族特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。(第二十五次改正・一部)

一 遺族補償年金の受給権者 一年につき、その者に対しても支給すべき法第三十三条第一項の規定による遺族補償年金の額(当該遺族補償年金について法第四十六条又は令第十条の規定が適用された場合には、当該遺族補償年

金の額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額)に百分

の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、当該遺族補償年金の額の算定の基礎となつた遺族の人数の区分に応じ、同項各号に規定する平均給与額に乘すべき数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。(第二十次改正・一部、第二十三次改正・一部、第二十四次改正・一部、第二十五次改正・一部、第四十四次改正・一部、第六十七次改正・一部)

二 法第三十六条第一項第一号の規定による遺族補償一時金の受給権者(次号に掲げる者を除く。)その者に対し

て支給すべき令附則第二条各号の規定による遺族補償一時金の額(当該遺族補償一時金について法第四十六条又は令第十条の規定が適用された場合にあつては、当該遺族補償一時金の額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額)に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、第二十九条の七第二項第二号、第三号又は第四号に規定する者の区分に応じ、それぞれ三百六十五分の千、三百六十五分の七百又は三百六十五分の四百を乗じて得た額を超えないものとする。(第二十次改正・一部、第二十四次改正・一部、第二十五次改正・一部、第三十九次改正・一部、第四十四次改正・一部、第六十七次改正・一部)

三 令附則第二条の二の規定が適用される者 前号の規定にかかるわらず、同条の規定による遺族補償一時金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、前号ただし書に規定する方法により計算して得られた額を超えないものとする。(第二十五次改正・追加)

四 法第三十六条第一項第二号の規定による遺族補償一時金の受給権者及び第二項の規定による遺族特別給付金を受けることができる者

第二号又は前号の規定による遺族特別給付金の額から、同一の事由につき既に支給された遺族特別給付金の額の合計額を差し引いた額(第二十三次改正・一部、第二十五次改正・一部、一号繰下、第三十九次改正・一部)

(第二十五次改正・一項繰下)

4 法第三十六条第二項の規定は、前項に規定する遺族特別給付金の額の合計額の計算について準用する。(第四十次改正・追加)

5 第二十九条の七第三項の規定は、第三項の遺族特別給付金の額について準用する。(第二十次改正・一部、第二十四次改正・一部、第二十五次改正・一部、一項繰下、第四十次改正・一部、一項繰下)

6 遺族特別給付金は、法第三十五条第一項又は法附則第七条の二第四項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている者に対しては、当該支給が停止されている間、支給しない。(第二十五次改正・一項繰下、第三十三次改正・一部、第四十

次改正・一項繰下)

(第十七次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十四次改正・
一条繰下)

(障害差額特別給付金の支給)

第二十九条の十四 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額
一時金の受給権者に対し一時金として支給する。

2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補
償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受け
たため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこ
ととなつた者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補
償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に障
害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるも
のに対し一時金として支給する。

3 障害差額特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に
応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 障害補償年金差額一時金の受給権者 障害補償年金差額
一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、法附則第

五条の二第一項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金に
ついて法第四十六条又は令第十条の規定が適用された場合
にあつては当該障害補償年金に係る障害等級に応じ同表の
下欄に掲げる額にそれぞれ令第二条の三第三項又は第十条
に定める率を乗じて得た額、当該障害補償年金を受けている
者が船員である場合にあつては当該障害補償年金に係る障
害等級に応じ令附則第一条の三各号に掲げる額を、それぞれ
同表の下欄に掲げる額に加算した額。次項において「障害差
額特別給付金限度額」という。）に百分の二十を乗じて得た
額（その額が、百五十万円に、当該障害等級に応じ、同表の
下欄に掲げる数を三百六十五で除して得た数を乗じて得ら
れた額を超えるときは、当該得られた額。）から、既に支給
された当該障害補償年金に係る障害特別給付金の額（当該障
害特別給付金のうち、当該障害補償年金の受給権者が死亡し
た日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害
特別給付金にあつては、規則附則第三条の三第一項の規定に
準じて計算した額）の合計額を差し引いた額（第四十次改正・
一部、第四十四次改正・一部、第六十七次改正・一部、第七十次改
正・一部）

二 第二項の規定による障害差額特別給付金を受けること
ができる者 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして前号
の規定を適用した場合に、同号の規定により計算して得ら
れる額

4 法第二十九条第八項の規定による障害補償年金の受給権
者の死亡により障害差額特別給付金を受けることとなつた
者の当該障害差額特別給付金の額は、前項の規定にかかわら
ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

額に百分の二十を乗じて得た額（その額が百五十万円に、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当

該障害補償年金について法第四十六条又は令第十条の規定
が適用された場合にあつてはその規定の適用がないものと
した場合における当該各号に定める額、当該障害補償年金を
受けた者が船員である場合にあつては船員でないものと
した場合ににおける当該各号に定める額）を平均給与額で除
して得た数を三百六十五で除して得た数を乗じて得られる
額を超えるときは、当該得られた額）から、既に支給された
当該障害補償年金に係る第二十九条の十一第三項の規定に
よる障害特別給付金の額（当該障害特別給付金のうち、当該
障害補償年金の受給権者が死亡した日の属する年度の前年
度以前の分として支給された障害特別給付金にあつては、規
則附則第三条の三第一項の規定に準じて計算した額）の合計
額を差し引いた額とする。（第三十三次改正・一部、第四十次改
正・一部、第四十四次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十
七次改正・一部、第七十次改正・一部）

一 加重前の障害の程度が規則別表第三に定める第八級以下
の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応ずる障
害差額特別給付金限度額に、当該障害補償年金に係る規則第
二十七条の規定による額を当該障害補償年金に係る加重後
の障害等級に応ずる法第二十九条第三項の規定による額（当
該障害補償年金について法第四十六条又は令第十条の規定
が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害
等級に応じ、それぞれ令第二条の三第三項又は第十条に規定
する率を乗じて得た額を加算した額）で除して得た数を乗じ
て得た額（第四十四次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十
七次改正・一部）

二 加重前の障害の程度が規則別表第三に定める第八級以下
の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応ずる障
害差額特別給付金限度額に、当該障害補償年金に係る規則第
二十七条の規定による額を当該障害補償年金に係る加重後
の障害等級に応ずる法第二十九条第三項の規定による額（当
該障害補償年金について法第四十六条又は令第十条の規定
が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害
等級に応じ、それぞれ令第二条の三第三項又は第十条に規定
する率を乗じて得た額を加算した額）で除して得た数を乗じ
て得た額（第四十四次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十
七次改正・一部）

*第三十一次改正・旧第五項削除

5 第二十九条の七第三項の規定は、前二項の障害差額特別給
付金について準用する。（第三十一次改正・一部・一項繰上）
(第二十五次改正・本条追加)

二 第二項の規定による障害差額特別給付金を受けること
ができる者

障害補償年金差額一時金が支給されたものとして前号
の規定を適用した場合に、同号の規定により計算して得ら
れる額

4 法第二十九条第八項の規定による障害補償年金の受給権
者の死亡により障害差額特別給付金を受けることとなつた
者の当該障害差額特別給付金の額は、前項の規定にかかわら
ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

額に百分の二十を乗じて得た額（その額が百五十万円に、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当
該障害補償年金について法第四十六条又は令第十条の規定
が適用された場合にあつてはその規定の適用がないものと
した場合における当該各号に定める額、当該障害補償年金を
受けた者が船員である場合にあつては船員でないものと
した場合ににおける当該各号に定める額）を平均給与額で除
して得た数を三百六十五で除して得た数を乗じて得られる
額を超えるときは、当該得られた額）から、既に支給された
当該障害補償年金に係る第二十九条の十一第三項の規定に
よる障害特別給付金の額（当該障害特別給付金のうち、当該
障害補償年金の受給権者が死亡した日の属する年度の前年
度以前の分として支給された障害特別給付金にあつては、規
則附則第三条の三第一項の規定に準じて計算した額）の合計
額を差し引いた額とする。（第三十三次改正・一部、第四十次改
正・一部、第四十四次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十
七次改正・一部、第七十次改正・一部）

一 加重前の障害の程度が規則別表第三に定める第八級以下
の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応ずる障
害差額特別給付金限度額に、当該障害補償年金に係る規則第
二十七条の規定による額を当該障害補償年金に係る加重後
の障害等級に応ずる法第二十九条第三項の規定による額（当
該障害補償年金について法第四十六条又は令第十条の規定
が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害
等級に応じ、それぞれ令第二条の三第三項又は第十条に規定
する率を乗じて得た額を加算した額）で除して得た数を乗じ
て得た額（第四十四次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十
七次改正・一部）

*第三十一次改正・旧第五項削除

(傷病特別給付金等の額の端数処理)

第二十九条の十五 傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金
又は年金たる遺族特別給付金（以下「傷病特別給付金等」と
いう。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り
捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円
に切り上げるものとする。

(第二十三次改正・本条追加、第二十四次改正・一部・一条繰下、第二
十五次改正・一条繰下)

(傷病特別給付金等の支給期間等)

第二十九条の十六 傷病特別給付金等の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わるものとする。(第二十三次改正・一部)

2 傷病特別給付金等は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、傷病特別給付金等を支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の傷病特別給付金等は、支払期日でない月であつても、支払うものとする。(第四十七次改正・一部)

第十七次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十三次改正・一条繰下、第二十四次改正・一条繰下、第二十五次改正・一条

繰下)

(傷病特別給付金等の支払の調整)

第二十九条の十七 傷病特別給付金等の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として傷病特別給付金等が支払われたときは、その支払われた傷病特別給付金等は、その後に支払うべき傷病特別給付金等の内払とみなすことができる。傷病特別給付金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の傷病特別給付金等が支払われた場合における当該傷病特別給付金等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。(第二十三次改正・追加)

2 同一の傷病に関し、傷病特別給付金の支給を受けることができる者が、休業援護金又は障害特別給付金の支給を受けることができることとなり、かつ、当該傷病特別給付金を支給すべき事由が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病特別給付金が支払われたときは、その支払われた傷病特別給付金は、当該休業援護金又は障害特別給付金の内払とみなす。(第二十三次改正・一項繰下、第二十四次改正・一部)

3 同一の傷病に関し、休業援護金の支給を受けている者が傷病特別給付金又は障害特別給付金の支給を受けることができることとなり、かつ、当該休業援護金の支給を行わないこととなつた場合において、その後も休業援護金が支払われたときは、その支払われた休業援護金は、当該傷病特別給付金又は障害特別給付金の内払とみなす。(第二十次改正・一部、第二十三次改正・一項繰下)

(第十七次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第二十三次改正・一条繰下、第二十四次改正・一部、第二十五次改正・一条繰下)

(傷病特別給付金等の過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次の各号に掲げるものがあるときは、当該各号に掲げる支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

一 傷病特別給付金等を受けることができる者の死亡に係る補償を受ける権利を有する者に支給される遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金又は障害差額特別給付金(第二十五次改正・一部)

二 返還金債権に係る同一の事由による同順位で受けれることができる遺族特別給付金

2 第十九条の二の規定は、前項の規定による傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権への充當について準用する。

(第二十四次改正・本条追加、第二十五次改正・一条繰下)

(長期家族介護者援護金の支給)

第二十九条の十九 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号の一に該当する者(以下この条及び第三十一条の十一において「要介護年金受給権者」という。)が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して十年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めたときは、支部長は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。(第四十六次改正・一部、第六十一次改正・一部)

一 せき臓その他の神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの(第八十五次改正・一部)

二 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に又は随時介護を要するもの(第八十五次改正・一部)

2 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、要介護年金受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものであつて、生活に困窮していると認められるものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む。)以外の者にあつては、要介護年金受給権者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む。第四項及び第五項において同じ。)、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、六十歳以上であるか、又は規則第二十九条に定める障害の状態(次

号において「一定の障害の状態」という。)にあること。

二 子又は孫については、一定の障害の状態にあること。

3 長期家族介護者援護金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる要件に該当しない要介護年金受給権者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつた者であつて、生活に困窮していると認められるものは、当分の間、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族とす

5 前項に規定する遺族の長期家族介護者援護金を受けるべき順位は、第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちには、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

6 長期家族介護者援護金の支給額は、百万円とする。ただし、長期家族介護者援護金を受ける権利を有する者が一人以上あるときは、百万円をその人數で除して得た額とする。

7 要介護年金受給権者を故意に死亡させた者又は要介護年金受給権者の死亡前に、当該要介護年金受給権者の死亡によつて長期家族介護者援護金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族としない。
(第四十六次改正・本条追加)

(公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業)

第二十九条の二十 基金は、公務上の災害を防止するために必要な調査、研究、普及の他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行ふものとする。

2 前項の事業に関し必要な事項は、理事長が定める。
(第四十六次改正・本条追加、第六十一次改正・一条繰上)

*第四十六次改正 第二十九条の二十(身体障害者用自動車に関する事業)追加、第六十一次改正・同条削除
(公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業)

第二十九条の二十一 基金は、公務上の災害を防止する対策の調査研究として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 公務上の災害に関する情報の収集
二 公務上の災害の発生原因等の調査及び分析

三 公務上の災害を防止するための対策の研究及び策定

2 前項の事業に関し必要な事項は、理事長が定める。
(第四十六次改正・本条追加、第六十一次改正・一条繰上)

(公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業)

第二十九条の二十二 基金は、地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)に対し、前条第一

項による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進するものとする。(第五十七次改正・一部)

2 前項の事業に関し必要な事項は、理事長が定める。
(第四十六次改正・本条追加、第六十一次改正・一条繰上)

(旅行費) (第十三次改正・見出し一部、第三十三次改正・見出し一部)

第三十条 職員が補装具の支給、修理若しくは再支給若しくは支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定による福祉事業に準じて理事長が定める範囲内において実費を支給する。(第十三次改正・一部、第三十三次改正・一部、第六十三次改正・一部、第九十次改正・一部)

(未支給の福祉事業) (第四十六次改正・見出し一部)

第三十条の二 外科後処置、リハビリテーション、アフターケア、介護等の供与の費用、休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金若しくは長期家族介護者援護金又は日当若しくは旅行費(以下「外科後処置の費用等」という。)の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき外科後処置の費用等でまだその者に支給しなかつたもの(以下「未支給の福祉事業」という。)があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、これを支給する。(第十四次改正・一部、第十六次改正・一部、第十七次改正・一部、第二十次改正・一部、第二十四次改正・一部、第二十五次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部、第十六次改正・一部、第四十七次改正・一部、第五十七次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十三次改正・一部)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付について当該各号に定める遺族がある場合は、当該各号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業は、当該各号に定める遺族に支給する。
(第四十六次改正・一部)
一 遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金 遺族補償年金を受けることができる他の遺族
二 第二十九条の十四第一項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金差額一時金を受けることができる他の遺族

三 第二十九条の十四第二項の規定により支給すべき障害

差額特別給付金 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受けることができなくなつた他の遺族

(第二十五次改正・全部)

3 第一項の規定により未支給の福祉事業を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序とし、前項の規定により未支給の福祉事業を受けるべき者の順位は、同項第一号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については法第三十二条第三項に規定する順序（法附則第七条の二第二項に規定する遺族にあつては、同条第三項に規定する順序）、前項第二号又は第三号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については法附則第五条の二第三項後段に規定する順序とする。（第二十五次改正・追加、第三十三次改正・一部、第四十六次改正・一部）

4 未支給の福祉事業を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してもしたものとみなす。（第二十五次改正・一項繰下、第四十六次改正・一部）

（第十三次改正・本条追加）

（外科後処置等の申請）

第三十一条 外科後処置、リハビリテーション若しくはアフターケアを受け、又は外科後処置、リハビリテーション若しくはアフターケアに必要な費用若しくは日当の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その実施を必要とする旨の医師又は歯科医師の証明書等所要の資料を添えて、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。（第六次改正・一部、第十三次改正・一部、第三十三次改正・一部、第三十七次改正・一部）

一 職員の氏名及び生年月日
二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日及び治ゆ年月日

四 傷病名及び障害等級

五 福祉事業の種類及び内容並びにその福祉事業を必要とする理由（第四十六次改正・一部）

六 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 補装具の支給、修理若しくは再支給を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、所要の資料を添えて、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。（第十三次改正・一部、第二十三次改正・一部、第六十三次改正・一部）

（第五次改正・全部）

（休業援護金の申請）

第三十一条の二 休業援護金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 職員の氏名及び生年月日

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日

四 休業及び療養の期間並びに傷病名

五 申請金額

六 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

（第五次改正・本条追加）

第三十一条の三 削除（第四十七次改正・全部）

（在宅介護を行う介護人の派遣等の申請）（第五十七次改正・見出し一部）

第三十一条の四 介護等の供与を受け、又は介護等の供与の費用の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。（第五十七次改正・一部）

一 職員の氏名及び生年月日

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日及び傷病名

四 職員が受けている年金たる補償の種類（該当する傷病等級又は障害等級を含む。）及び年金証書の番号

五 福祉事業の種類

六 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

（第四十六次改正・本条追加）

（奨学援護金の申請等）（第二十次改正・見出し一部）

第三十一条の五 奨学援護金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、在学者等の在学又は在校を証明する書類等所要の資料を添えて、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。（第二十四次改正・一部）

一 申請者の氏名及び住所

二 申請者が受けている年金たる補償の種類（障害補償年金の場合にあつては、該当する障害等級を含む。以下次条第一項第二号において同じ。）及び年金証書の番号（第十次改正・全部、第十七次改正・一部、第二十次改正・一部）

三 在学者等の氏名、生年月日、住所及び申請者との続柄並びに学校等の名称その他の在学又は在校に関する事項（第二十四次改正・一部）

四

請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 獎学援護金の支給を受けている者は、その支給の要件をぐに至つた場合又はその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実を証明する書類を添えて、その旨を速やかに任命権者を経由して支部長に届け出なければならない。

（第二十次改正・追加）

3 獎学援護金の支給を受けている者は、支部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合を除き、毎年一回、四月一日から同月末日までの間に、理事長が定める書類を添えて、奨学援護金の支給対象となる在学者等の現状等に関する報告書を支部長に提出しなければならない。（第二十次改正・追加、第二十七次改正・一部）

（第五次改正・本条追加、第三十三次改正・一条繰下、第四十六次改正・二条繰下、第六十一次改正・一条繰上）

*第四十六次改正・第三十一条の五（在宅介護のための住宅に関する事業等の申請）追加、第六十一次改正・同条削除

（就労保育援護金の申請等）

第三十一条の六 就労保育援護金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、就労していることを証明する書類等所要の資料を添えて、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 申請者が受けている年金たる補償の種類及び年金証書の番号

三 就労している者の氏名、生年月日、住所及び申請者との続柄又は関係並びに就労している会社等の名称及び所在地

四 保育児の氏名、生年月日、住所及び申請者との続柄並びに保育所等の名称及び所在地

五 就労のため未就学の子等を保育所等に預けなければならぬ事情

六 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 前条第二項及び第三項の規定は、就労保育援護金の支給を受けている者について準用する。

（第二十次改正・本条追加、第三十三次改正・一条繰下、第四十六次改正・一条繰下、第六十一次改正・一条繰上）

（障害特別支給金等の申請）（第十七次改正・見出し一部）

第三十一条の七 障害特別支給金、障害特別援護金又は障害特別給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

（第十六次改正・一部、第十七次改正・一部）

一

職員の氏名、生年月日及び職名

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日及び治ゆ年月日

四 障害等級

五 申請金額

六 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

（第十三次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第四十六次改正・二条繰下、第六十一次改正・一条繰上）

第三十一条の八 遺族特別支給金、遺族特別援護金又は遺族特別給付金（次項において「遺族特別支給金等」という。）の支給を受けようと/orする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

（第十四次改正・一部、第十七次改正・一部）

一 死亡した職員の氏名、生年月日、死亡年月日及び職名

二 死亡した職員が所属していた地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 申請者の氏名、生年月日、住所及び死亡した職員との続柄又は関係

四 申請金額

五 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 遺族特別支給金等の支給を受けることができる遺族補償年金の受給権者が二人以上あるときは、これらの者は、そのうちの一人を遺族特別支給金等の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむをえない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。（第十四次改正・一部、第十七次改正・一部）

3 第一項の申請書には、前項の規定により代表者を選任したときは、その旨を証明することができる書類を添えなければならない。

（第十三次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第四十六次改正・二条繰下、第六十一次改正・一条繰上）

（傷病特別支給金等の申請）（第二十四次改正・見出し一部）

第三十一条の九 傷病特別支給金又は傷病特別給付金の支給を受けようと/orする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

（第二十四次改正・一部）

一 職員の氏名、生年月日及び職名

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

一部

三 申請金額

四 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）
（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

（第十七次改正・本条追加、第二十次改正・一条繰下、第四十六次改正・二条繰下、第六十二次改正・一条繰上）

（障害差額特別給付金の申請）

第三十一条の十 障害差額特別給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 死亡した障害補償年金の受給権者の氏名、生年月日、死亡年月日及び職名

二 死亡した障害補償年金の受給権者が所属していた地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 死亡した障害補償年金の受給権者の障害等級

四 申請者の氏名、住所及び死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係

五 申請金額

六 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）
（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

（第二十五次改正・本条追加、第四十六次改正・二条繰下、第六十二次改正・一条繰上）

（長期家族介護者援護金の申請）

第三十一条の十一 長期家族介護者援護金を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 要介護年金受給権者の氏名及び死亡年月日

二 要介護年金受給権者が所属していた地方公共団体及び部局の名称

（第五十七次改正・一部）

三 要介護年金受給権者が受給していた年金たる補償の種類及び受給権者となつた年月

四 要介護年金受給権者の死亡の原因

五 申請者の氏名、生年月日、住所及び要介護年金受給権者との続柄又は関係

六 申請者（申請者が被扶養者である場合にあつては、扶養者及び申請者）の所得税の納付状況

七 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）
（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、当該申請者の提出前に既に支部長に提出されている書類その他の資料については、その添付を

省略することができる。

一 死亡した要介護年金受給権者の死亡診断書、死体検査書、検視調査その他要介護年金受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し

二 申請者と死亡した要介護年金受給権者との続柄に関する市町村長の発行する証明書

三 申請者が、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めるとのできる書類

（第四十六次改正・本条追加・二条繰下、第六十二次改正・一条繰上）

（旅行費の申請）

第三十二条 第三十条の規定による旅行費の支給を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、宿泊料の領収書等所要の書類を添えて、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。（第十三次改正・一部）

一 職員の氏名及び生年月日（第五次改正・一部）

二 所属する地方公共団体及び部局の名称（第五十七次改正・一部）

三 負傷又は発病の年月日及び福祉事業の実施の承認年月日（第五次改正・一部、第四十六次改正・一部）

四 旅行費の内訳

六 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）
（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

（福祉事業の決定等）（第二十五次改正・見出し全部、第四十六次改正・見出し一部）

第三十二条の二 支部長は、第二十五条の二第一項の福祉事業の申請を受理したときは、承認するかどうかを決定し、その結果を書面で申請者及び任命権者に通知しなければならない。（第四十六次改正・一部）

2 支部長は、傷病特別給付金等の額の改正を行つた場合には、当該傷病特別給付金等を受ける者に書面で速やかにその旨を通知しなければならない。（第二十五次改正・追加）
（第五次改正・本条追加）

（未支給の福祉事業の申請）（第四十六次改正・見出し一部）
第三十二条の三 未支給の福祉事業を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。（第四十六次改正・一部）

一 外科後処置の費用等を受けることができた者で死亡したもの（以下「死亡受給権者」という。）の氏名及び死亡年月日
二 申請者の氏名、住所及び死亡受給権者との続柄
三 未支給の福祉事業の種類及びその申請金額（第四十六次改正・一部）

四 請求者の個人番号（規則第四十条第一項ただし書に該当する場合には、個人番号の記載を要しないものとする。）

（第八十七次改正・追加、第八十九次改正・一部）

の職員

都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）

2

前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、当該申請書の提出前に既に支部長に提出されている書類、その他の資料と同じ書類、その他の資料については、その添付を省略することができる。

一 死亡受給権者の死亡診断書、死体検査書、検視調書その他の者の死亡の事実を証明する書類又はその写（未支給の福祉事業が傷病特別給付金等であるときは、基金が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）（第七十七次改正・一部）

二 申請者と死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する証明書（第二十次改正・一部）

三 申請者が、死亡受給権者の当該死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

四 申請者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の当該死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

五 申請者が配偶者以外の者であるときは、第三十条の二第二項の規定による先順位者のないことを証明する書類

六 死亡受給権者がその死亡前に当該外科後処置の費用等の支給を申請していなかつたときは、当該申請を行うこととした場合に必要な書類その他の資料

3 前条の規定は、未支給の福祉事業について準用する。（第四十六次改正・一部）

（第十三次改正・本条追加）

第四章 財務

（定款第十七条の二第一項に規定する職員の範囲）

第三十三条 定款第十七条の二第一項に規定する定款別表第二上欄に掲げる職員の区分に基づく職員の範囲は、次のとおりとする。

一 義務教育学校職員

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であつて、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第一条及び第三条の規定により国が経費の一部を負担するもの（第六十三次改正・一部、第七十七次改正・一部）

二 義務教育学校職員以外の教育職員

義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）

三 警察職員

消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員

四 消防職員

電気・ガス・水道事業職員

五 電気・ガス・水道事業職員

下水道事業に従事する職員（第六十六次改正・一部）

六 運輸事業職員

鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員

七 清掃事業職員

清掃事業に従事する職員

八 船員

第二十三条の二第二項に規定する船員

九 その他の職員

前各号に掲げる職員以外のすべての職員

（第六十六次改正・本条追加）

（定款第十七条の二第三項の業務規程で定める地方公共団体及び職員の区分）

第三十三条の二 定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定める地方公共団体は、次のとおりとする。

一 都道府県

二 指定都市

三 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）

四 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」という。）

五 特別区

六 指定都市、中核市又は施行時特例市が加入する地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合（第三項において「指定都市等加入一部事務組合等」という。）

2 前項各号に規定する地方公共団体以外の地方公共団体が新たに同項各号のいずれかに掲げる地方公共団体となつた場合における定款第十七条の二第三項の適用については、理事長が定める。

3 定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定める職員の区分は、都道府県にあつては義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、警察職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員及びその他の職員と、指定都市にあつては義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員及びその他の職員と、中核市、施行時特例市及び特別区にあつては義務

教育学校職員以外の教育職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員及びその他の職員と、指定都市等加入一部事務組合等にあつては消防職員とする。

(第六十六次・本条追加、第七十五次改正・一部、第七十七次改正・一部)

表第二下欄に掲げる割合に乗じて得た割合とする。

(第六十六次改正・本条追加)

(定款第十七条の二第三項第一号の業務規程で定める補償) 第三十三条の六 定款第十七条の二第三項第一号に規定する業務規程で定める補償は、障害補償年金差額一時金及び定款第二十四条第三項の規定により特別補償経理において費用を経理する休業補償とする。

(第六十六次改正・本条追加) 第三十三条の三 定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定めるところにより算定した負担金の額は、当該地方公共団体の当該職員区分(同項に規定する職員区分をいう。)の職員に係る法第四十九条第三項に規定する給与の総額に、当該職員区分に応じた定款別表第二下欄に掲げる割合(その割合が定款第十七条の二第三項の規定により引き上げられ、又は引き下げられたときは、その引き上げられ、又は引き下げられた割合)を乗じて得た額とする。

(第六十六次改正・本条追加) (定款第十七条の二第三項の業務規程で定めるところにより算定した値)

第三十三条の四 定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定めるところにより算定した値は、定款別表第一上欄に掲げるそれぞれの職員の区分(運輸事業職員及び船員を除く。以下この項において同じ。)について、地方公共団体(第三十三条の二第三項の規定により当該職員の区分を定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定める職員の区分とする地方公共団体の種類に該当するものに限る。以下この項において同じ。)ごとに、当該地方公共団体の当該年度の前々年度の決算に計上された当該職員の区分の職員に係る法第四十九条第三項に規定する給与の総額に、当該職員の区分に応じた定款別表第二下欄に掲げる割合(その割合が定款第十七条の二第三項の規定により引き上げられ、又は引き下げられた割合)を乗じて得た額の合計額と地方公共団体ごとに、当該職員の区分の職員に係る法第四十九条第三項に規定する給与の総額に、当該職員の区分に応じた同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額との差が最も小さくなるよう理事長が定めるものとする。

(第六十六次改正・本条追加) (定款第十七条の二第三項の業務規程で定めるところにより、百分の二十の率の範囲内で、引き上げ又は引き下げた割合)

第三十三条の五 定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定めるところにより、百分の二十の率の範囲内で、引き上げ又は引き下げた割合は、別表第一上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる率を、同項の職員区分に応じた定款別算定した負担金の額)

(定款第十七条の二第三項第一号の業務規程で定める補償) 第三十三条の七 定款第十七条の二第三項第一号に規定する業務規程で定めるものとその算定額) 第三十三条の七 定款第十七条の二第三項第一号に規定する年金たる補償のうち業務規程で定めるものは、障害補償年金及び遺族補償年金とする。

2 前項の障害補償年金及び遺族補償年金の定款第十七条の二第三項第一号に規定する業務規程で定めるところにより算定した額は、当該事業年度の前事業年度前三事業年度の間において新たに支給することとなつた障害補償年金及び遺族補償年金について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

一 障害補償年金 法附則第五条の二第一項の表の上欄に掲げる障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額
二 遺族補償年金 平均給与額に千を乗じて得た額
3 障害補償年金前払一時金(規則附則第四条の二第一項ただし書の規定による申出に基づくものを除く。)又は遺族補償年金前払一時金(規則附則第四条の五第一項ただし書の規定による申出に基づくものを除く。)は、それぞれ障害補償年金又は遺族補償年金とみなして、前二項の規定を適用する。

(第六十六次改正・本条追加) (定款第十七条の二第三項第一号の法第四十七条第一項各号に掲げる事業のうち業務規程で定めるもの) 第三十三条の八 定款第十七条の二第三項第二号に規定する法第四十七条第一項各号に掲げる事業のうち業務規程で定めるものは、規則第三十八条第一項各号(第十七号を除く。)に掲げる事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。
一 規則第三十八条第一項第五号に規定する休業援護金の支給で定款第二十四条第三項の規定により特別補償経理において費用を経理するもの

二 規則第三十八条第一項第十六号に規定する遺族特別給付金の支給で法第三十六条第一項第二号の規定による遺族補償一時金の受給権者及び第二十九条の十三第二項の規定による遺族特別給付金を受けることができる者に対するもの

(第六十六次改正・本条追加)

(定款第十七条の二第三項第一号の業務規程で定める年金として支給を行う事業のうち業務規程で定めるものとその算定するもの)

(定額)

第三十三条の九 定款第十七条の二第三項第二号に規定する年金として支給を行う事業のうち業務規程で定めるものは、障害特別給付金（第二十九条の十一第一項の規定により年金として支給されるものに限る。次項において同じ。）及び遺族特別給付金（第二十九条の十三第一項の規定により年金として支給されるものに限る。次項において同じ。）の支給とする。

2 前項の障害特別給付金及び遺族特別給付金の支給の定款

第十七条の二第三項第二号に規定する業務規程で定めるところにより算定した額は、当該事業年度の前事業年度前三事業年度の間において新たに支給することとなつた障害特別給付金及び遺族特別給付金の支給について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

一 障害特別給付金の支給 法附則第五条の二第一項の表の上欄に掲げる障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額に百分の二十を乗じて得た額

二 遺族特別給付金の支給 平均給与額に千を乗じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

（第六十六次改正・本条追加）

(定款別表第二下欄に掲げる割合に関する細目)

第三十三条の十 第三十三条の二から前条までに定めるものほか、定款第十七条の二第三項の規定による定款別表第二下欄に掲げる割合に係る算定の方法及び手続その他必要な事項は、理事長が定める。

(第六十六次改正・本条追加)

(業務規程で定める地方公共団体等及び割合)

第三十三条の十一 定款第十七条の二第二項及び第二十四条第三項に規定する業務規程で定める地方公共団体等は、別表

第二の地方公共団体等とする。

2 定款第十七条の二第二項に規定する業務規程で定める割合は、別表第三上欄に掲げる職員の区分に応じ、同表下欄に掲げる割合とする。

(第六十六次改正・本条追加)

(費用の負担)

第三十三条の十二 定款第二十四条に規定する普通補償経理は、定款別表第二上欄に掲げる職員の区分に応じ、当該職員に係る法第四十九条第三項の給与の総額に、同表下欄に掲げる割合（その割合が定款第十七条の二第三項の規定により引き上げられ、又は引き下げられたときは、その引き上げられ、又は引き下げられた割合）を乗じて得た負担金その他の収入をもつて充てる。（第六十六次改正・一部）

2 定款第二十四条に規定する特別補償経理は、別表第三上欄に掲げる職員の区分に応じ、別表第二に定める地方公共団体等の職員に係る法第四十九条第三項の給与の総額に、別表第

三下欄に掲げる割合を乗じて得た負担金その他の収入（前項に掲げるものを除く。）をもつて充てる。（第六十六次改正・一部）

(勘定区分及び勘定科目)

第三十四条 定款第二十四条第一項に規定する経理単位（以下「経理単位」という。）においては、それぞれ資産勘定、負債勘定及び資本勘定並びに収益勘定及び費用勘定を設け、取引の整理を行うものとする。（第五十六次改正・一部、第九十次改正・一部）

2 前項の各勘定に属する勘定科目は、経理単位ごとに、理事長が定める。

(管理責任)

第三十五条 理事長、支部長、第四十条に規定する出納職員及び第四十一条に規定する契約担当者並びにこれらの者の補助者は、基金の行う業務の経理について、善良な管理者の注意を払わなければならない。（第五十六次改正・一部）

(事業計画及び予算の執行)

第三十六条 理事長は、基金の事業計画及び予算が成立したときは、その執行に関し必要な事項を支部長に指示するものとする。

(資産の価額)

第三十七条 基金の資産の価額は、理事長が別に定める場合を除き、取得価額によるものとし、取得価額が不明のものは、見積価額によるものとする。

(経理単位の余裕金)

第三十八条 各経理単位の余裕金は、他の経理単位に貸し付けることができる。この場合において、当該貸付金に係る利率は、理事長が定める。

(出納役)

第三十九条 理事長は、理事又は本部の職員のうちから出納役を任命し、取引の命令に關する事務をつかさどらせるものとする。（第五十六次改正・本条追加）

(出納主任)

第三十九条の二 理事長は、本部の職員のうちから出納主任を任命し、出納役の命ずるところにより取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に關する事務をつかさどらせるものとする。（第五十六次改正・本条追加）

(代理出納役等)

第三十九条の三 理事長は、必要があると認める場合には、本部の職員のうちから、出納役又は出納主任の事務を代理する代理出納役又は代理出納主任を任命することができる。（第五十六次改正・本条追加）

(兼任の禁止)

第三十九条の四 出納役（代理出納役を含む。以下同じ。）と出納主任（代理出納主任を含む。以下同じ。）とは、兼任す

ることができない。 (第五十六次改正・本条追加)

(出納員)

第三十九条の五 支部長は、支部の職員のうちから出納員を任命し、出納役の命令するところによる取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 支部長は、出納員を任免した場合には、理事長に報告しなければならない。

(第五十六次改正・本条追加)

(代理出納員)

第三十九条の六 支部長は、必要があると認める場合には、支部の職員のうちから、出納員の事務を代理する代理出納員を任命することができる。

2 支部長は、代理出納員を任免した場合には、理事長に報告しなければならない。

(第五十六次改正・五条繰下)

(出納職員の事故報告)

第四十条 理事長又は支部長は、出納職員（出納役、出納主任及び出納員（代理出納員を含む。以下同じ。）をいう。）がその保管する資産又は帳簿を亡失したときは、遅滞なく、その事実を調査し、事情を明らかにして、これを理事長に報告しなければならない。

(契約)

第四十一条 基金の契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければ、これをすることができない。

2 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をしようとする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、すべて公告して競争に付さなければならない。ただし、理事長が定める場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(取引命令)

第四十二条 取引は、すべて出納役の命ずるところにより出納主任又は出納員が行うものとする。ただし、出納役の不在その他の事故のある場合において、法令の定めるところにより収入又は支払をしなければならないとき、その他緊急やむを得ない理由があるときは、出納役の命令によらないで収入又は支払をすることができる。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により収入又は支払をしたときは、その理由を明らかにし、遅滞なく、出納役の承認を受けなければならない。

3 出納員は、定款、この業務規程又は理事長の定めるところにより支部長に委任された事項に関する取引については、第一項の規定にかかわらず、出納役の命令によらないで取引を行うことができる。

4 出納員は、前項の取引をしたときは、理事長の定める期間

（）とに、一括して出納役に報告しなければならない。

(第五十六次改正・本条追加)

(取引金融機関の指定)

第四十二条の二 理事長は、取引金融機関を指定しなければならない。 (第五十六次改正・本条追加)

(先日附小切手の振出の禁止)

第四十二条の三 基金は、先日附の小切手を振り出すことができない。 (第五十六次改正・本条追加)

(手形等による取引の制限)

第四十二条の四 基金は、手形その他の商業証券（小切手を除く。）をもつて取引をしてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他の商業証券（小切手を除く。）を担保として受領するときは、この限りでない。 (第五十六次改正・本条追加)

(支払方法)

第四十二条の五 出納主任又は出納員は、支払をしようとする場合には、債権者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払に代え、現金をもつて支払をすることができるのである。

一 債権者が小切手による受領を拒んだとき。

二 常用の雜費で一件の取引金額が一万円を超えないものの支払をするとき。

三 紿与又は旅費の支払をするとき。

四 前各号に掲げる場合を除くほか、小切手による支払により難いとして理事長が定めたとき。

(第五十六次改正・本条追加)

(隔地払等)

第四十二条の六 出納主任又は出納員は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な資金を取引金融機関に交付し、又は預金口座からの必要な資金の払出しを当該預金口座のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせることができる。 (第六十四次改正・一部)

一 隔地の債権者に対して支払をする場合

二 前号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金への振込み又は口座振替の方法により支払をする場合 (第六十四次改正・一部)

2 出納主任又は出納員は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法によつて行つた場合は、この限りでない。

(第五十六次改正・本条追加)

(前金払)

第四十二条の七 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

一 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料

二 土地、家屋その他の物件の賃借料及び保険料

三 運賃

四 委託費

五 諸謝金

六 官公署に対して支払う経費

七 電話、電気、ガス及び水道の引込み工事費及び料金

八 前各号に掲げるもののほか、理事長が指定した経費

(第五十六次改正・本条追加)

(概算払)

第四十二条の八 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

一 旅費

二 官公署に対して支払う経費

三 規則第二十六条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者に対する支払う療養費

四 前各号に掲げるもののほか、理事長が指定した経費

(第五十六次改正・本条追加)

(資金前渡)

第四十二条の九 次の各号に掲げる経費については、基金の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡すことができる。

一 外国において支払をする経費

二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費

三 船舶に属する経費

四 給与その他の給付

五 諸払戻金

六 報奨金その他これに類する絏費

七 社会保険料

八 官公署に対して支払う絏費

九 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費

十 非常災害のため即時支払を必要とする絏費

十一 前各号に掲げるもののほか、理事長が指定した絏費

(第五十六次改正・八条繰下)

(小口現金)

第四十三条 基金の常用の雑費で小口の現金支払を必要とするものの支払に充てるため、出納主任及び出納員は、理事長が定める金額の範囲内で、現金を保管することができる。

(伝票)

第四十四条 基金の取引は、すべて伝票によつて処理しなければならない。

2 前項の伝票は、取引の発生のつど、証拠となるべき書類に基づいて発行するものとする。

(出納報告書等の提出)

第四十五条 出納員は、毎日発行された伝票を、勘定科目ごとに整理保管し、毎月末日をもつてこれをしめ切り、経理単位ごとに、当該支部の出納報告書を作成し、支部長の証明を受けた後、翌月十日までに理事長に提出しなければならない。

2 出納主任は、毎日発行された伝票を、勘定科目ごとに整理保管し、毎月末日をもつてこれをしめ切り、あわせて前項の規定により提出を受けた出納報告書に基づき、経理単位ごとに、基金の出納計算表を作成し、出納役の証明を受けた後、翌月二十五日までに理事長に提出しなければならない。

(決算に関する書類等の提出)

第四十六条 出納員は、毎事業年度末日において、経理単位ごとに、当該支部に係る決算に関する書類を作成し、支部長の証明を受けた後、翌事業年度四月二十日までに理事長に提出しなければならない。

2 出納主任は、毎事業年度末日において、経理単位ごとに、前項の規定により提出を受けた決算に関する書類等に基づいて、決算整理をし、基金の決算精算表及び決算附属明細表を作成し、出納役の証明を受けた後、翌事業年度五月十日までに理事長に提出しなければならない。

(第五章 負担金 (第五十六次改正・章名追加)

(概算負担金の納付通知)

第四十七条 支部長は、理事長の定めるところにより、毎事業年度開始前十日までに、規則第四十二条に規定する概算負担金の納付に関し必要な事項を地方公共団体等に対し、通知しなければならない。(第十次改正・一部、第五十七次改正・一部)

(概算負担金額算定基礎の報告)

第四十八条 地方公共団体等は、規則第四十二条の規定に基づき概算負担金を納付する場合には、当該地方公共団体等の定款別表第二上欄に掲げる職員の区分ごとの次の各号に掲げる事項その他の理事長が必要と認める事項を記載した報告書を作成し、支部長に提出しなければならない。(第十次改正・一部、第五十六次改正・一部、第五十七次改正・一部)

一 前々年度の決算に計上された職員に係る給与の総額(退職手当を除く。以下同じ。) (第五十六次改正・全部)

二 概算負担金額 (第五十六次改正・一部)

(第五十六次改正・旧二号削除)

(第四十九条 削除 (第五十六次改正・全部)

(概算負担金の分割納付の申請)

第五十条 地方公共団体等は、規則第四十五条第一項の規定により概算負担金を分割して納付することの承認を受けようとする場合には、その年度の初日(当該年度の四月二日から

九月三十日までの間に新たに設置された地方公共団体等にあつては、当該設置の日から十五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、第四十八条に規定する報告書の例により作成した概算負担金額の算定基礎を添えて、支部長に提出しなければならない。（第十次改正・一部、第五十七次改正・一部）

一 分割納付を必要とする理由

二 概算負担金額

三 各期ごとの分割納付予定額及び納付予定年月日

四 その他理事長が必要と認める事項

（第五十六次改正・旧二項削除）

（確定負担金額算定基礎の報告）

第五十一条 地方公共団体等は、規則第四十六条第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した確定負担金に関する報告書に所要の書類を添えて、支部長に提出しなければならない。（第十次改正・一部、第五十七次改正・一部）

一 当該年度の決算に計上された定款別表第二上欄に掲げる職員の区分ごとの職員に係る給与の総額に同表下欄に掲げる割合（その割合が定款第十七条の二第三項の規定により引き上げられ、又は引き下げられたときは、その引き上げられ、又は引き下げられた割合）（別表第二に定める地方公共団体等にあつては、別表第三上欄に掲げる職員の区分に応じ、同表上欄に掲げる割合を加算した割合）を乗じて算定した確定負担金額（第五十六次改正・一部、第六十六次改正・一部）

二 規則第四十二条から第四十五条までの規定により納付した概算負担金の総額

三 前号の額が第一号の額を超える場合には、当該超える額を、次の会計年度の概算負担金若しくは未納の負担金のうちいずれに充当するか、又は還付を求めるかの別（第五十六次改正・一部）

四 その他理事長が必要と認める事項

（負担金等の収納）

第五十二条 理事長は、地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に対する再審査請求の審理に際し、意見を述べることができる地方公共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各六人を、あらかじめ指名するものとする。（第四十八次改正・一部、第五十七

次改正・一部）

2 前項の規定により指名された者（以下「審査会参与」という。）は、指名の日から二年（補欠の場合においては、残余の期間）を経過した後において、新たに審査会参与が指名されたときは、その地位を失うものとする。

（通知）

第五十三条 審査会は、再審査請求を受理したときは、審査会参与に通知するものとする。再審査請求の審理の期日及び場所を定めたときも、また同様とする。

（意見の陳述等）

第五十四条 審査会参与は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

（支部審査会参与の指名等）

第五十五条 支部長は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対する審査請求の審理に際し、意見を述べることができる地方公共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各二人を、あらかじめ指名するものとする。（第五十七次改正・一部）

2 第五十二条第二項、第五十三条及び前条の規定は、前項の規定により指名された者について準用する。この場合において、第五十二条第二項中「審査会参与」とあるのは「支部審査会参与」と、第五十三条中「審査会」とあるのは「支部審査会」と、「再審査請求」とあるのは「審査請求」と、「審査会参与」とあるのは「支部審査会参与」と、前条中「審査会参与」とあるのは「支部審査会参与」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七章 雜則（第五十六次改正・一章繰下）

（関係人に対する旅費の支給）

第五十六条 法第六十条第一項の規定により出頭した者に対しては、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例により旅費を支給するものとする。

（記録簿）

第五十七条 支部長は、災害補償記録簿、傷病補償年金等記録簿、障害補償年金等記録簿、遺族補償年金等記録簿及び福祉事業記録簿（第二十五条の二第一項に規定する福祉事業に係る記録簿をいう。）を備え、補償及び同項に規定する福祉事業の実施に必要な事項を記入しなければならない。（第十七次改正・一部、第四十六次改正・一部）

（補償等の実施状況の報告）

第五十八条 支部長は、理事長の定めるところにより、当該支部における補償及び第二十五条の二第一項に規定する福祉事業の実施状況を理事長に報告しなければならない。（第四十六次改正・一部）

（電子情報処理組織による申請等）

第五十九条 補償を受けようとする者、福祉事業を受けようとする者その他の規則及びこの業務規程に定める者は、理事長の定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により、支部長及び任命権者（規則第三十条に規定する任命権者を経由する場合の当該任命権者をいう。）に対して、規則及びこの業務規程に規定する申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。）を行うことができる。

（第八十六次改正・本条追加）

（補則）

- 第六十条 この業務規程に定めるもののほか、基金の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 2 前項に定めるものほか、支部の業務の執行に関し必要な事項は、支部長が定める。
- 3 前項の規定により支部長が規程を定めた場合には、その写を添えて、その旨を理事長に報告しなければならない。
（第八十六次改正・一条繰下）

附則

この規程は、昭和四十二年十二月一日から適用する。

別表第一 (第三十三条の五関係) (第六十六次改正・追加)

定款第十七条の二第三項に規定する収支率から同項に規定する基準値を減じた値	マイナス百分の二十以下	マイナス百分の二十を超えマイナス百分の十まで	マイナス百分の十五を超えマイナス百分の十まで	マイナス百分の十を超えマイナス百分の五まで	マイナス百分の十五を超えマイナス百分の五まで	マイナス百分の十を超えマイナス百分の五まで	マイナス百分の十を超え百分の二十まで	百分の五を超え百分の十まで	百分の十を超え百分の十五まで	百分の十五を超え百分の二十まで	百分の二十超	百分の百二	百分の九十	百分の八十	百分の八十九	百分の八十	率
マイナス百分の二十以下	マイナス百分の二十を超えマイナス百分の十まで	マイナス百分の十五を超えマイナス百分の十まで	マイナス百分の十を超えマイナス百分の五まで	マイナス百分の十五を超えマイナス百分の五まで	マイナス百分の十を超え百分の二十まで	マイナス百分の十を超え百分の十五まで	マイナス百分の十を超え百分の二十まで	百分の五を超え百分の十まで	百分の十を超え百分の十五まで	百分の十五を超え百分の二十まで	百分の二十超	百分の百二	百分の九十	百分の八十	百分の八十九	百分の八十	率
五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	十	十	五	五	五	五	五
五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	百分の二十超	百分の百二	百分の九十	百分の八十	百分の八十九	百分の八十	率
五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	五百	百分の二十超	百分の百二	百分の九十	百分の八十	百分の八十九	百分の八十	率

院機構 地方独立行政法人大阪市博物館機構 地方独立行政法人天王寺動物園 公立大学法人広島市立大学 地方独立行政法人広島市立病院機構

備考

1 大阪府にあつては給与の額が、職員の給与に関する条例（昭和三十一年大阪市条例第二十九号）その他大阪市の職員に適用される給与に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定される職員に係る負担金に限る。（第八十一次改正・追加）

2 京都市にあつては京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（平成二十八年京都市条例第三十七号）の適用を受ける職員に係る負担金を除く。（第八十次改正・追加、第八十一次改正・一項繰下）

3 大阪市にあつては給与の額が、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）その他大阪府の職員に適用のある給与に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定される職員に係る負担金を除く。（第六十一次改正・一部、第七十八次改正・一部、第八十次改正・一部・一項繰下、第八十一次改正・一部・一項繰下）

4 神戸市にあつては運輸事業職員に係る負担金に限る。（第六十九次改正・一部、第八十次改正・一項繰下、第八十一
次改正・一項繰下）

5 関西広域連合にあつてはこれを構成する地方公共団体から派遣された職員又はこれを構成する地方公共団体の職員のうち関西広域連合の職員に併せて任命された職員に係る負担金を除く。（第八十一次改正・追加）

6 大阪広域環境施設組合にあつては地方自治法第二百五十二条の十七の規定により八尾市、松原市及び守口市から派遣された職員に係る負担金を除く。（第七十五次改正・追加、第八十次改正・一項繰下、第八十一次改正・一部繰下、第八十五次改正・一部、第八十八次改正・一項繰下）

別表第二 (第三十三条の十一関係) (第五十六次改正・追加、第五十八次改正・一部、第五十九次改正・一部、第六十一次改正・一部、第六十四次改正・一部、第六十五次改正・一部、第六十六次改正・一部、第六十八次改正・一部、第六十九次改正・一部、第七十一次改正・一部、第七十五次改正・一部、第八十次改正・一部、第八十三次改正・一部、第八十五次改正・一部、第八十六次改正・一部、第八十八次改正・一部)

東京都 大阪府 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 川崎市 広島市 八丈町 千代田区 中央区 港区

■新宿区 文京区 台東区 墨田区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 戸川区 関西広域連合 名古屋港管理組合 名古屋競輪組合 大阪広域環境施設組合 特別区人事厚生事務組合 特別区競馬組合 臨海部広域斎場組合 東京二十三区清掃一部事務組合 東京都公立大学法人 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 地方独立行政法人東京都立病院機構 ■公立大学法人横浜市立大学 公立大学法人京都市立芸術大学 地方独立行政法人京都市立病院機構 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 地方独立行政法人大阪市民病

別表第三 (第三十三条の十一関係) (第五十六次改正・追加、第六十六次改正・見出し一部)

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合
義務教育学校職員	千分の〇・〇五
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の〇・一〇
警察職員	千分の〇・五六
消防職員	千分の〇・一四
電気・ガス・水道事業職員	千分の〇・〇九
運輸事業職員	千分の〇・四一
清掃事業職員	千分の〇・九六
船員	千分の一・〇五
その他の職員	千分の〇・〇九

(第六十次改正・一部、第六十一次改正・一部、第七十二次改正・一部、第七十九次改正・一部、第八十四次改正・一部)

附則（昭和四十三年七月十八日地基規程第十八号）

この規程は、昭和四十三年四月一日から適用する。

附則（昭和四十四年七月十五日地基規程第五号）

この規程中第二十七条第一項第九号及び別表の改正規定は昭和四十四年四月一日から、第三十条第一号から第四号までの改正規定は昭和四十四年五月十日から、第二十九条第二項の改

正規定は昭和四十四年六月一日から適用する。

附則（昭和四十五年七月一日地基規程第十号）

この規程は、昭和四十五年三月三十一日地基規程第二号)の規程は、昭和四十五年一月一日から適用する。

附則（昭和四十六年三月十八日地基規程第二号）

この規程は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、改正後の第十五条第三項第五号及び第六号並びに第十六条の規定は、昭和四十五年十一月一日から、改正後の第二十九条の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

附則（昭和四十六年七月九日地基規程第六号）

この規程は、昭和四十六年四月一日から適用する。

附則（昭和四十七年三月二十八日地基規程第四号）

この規程は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四十七年六月二十七日地基規程第六号）

改正後の第十三条第三号、第十五条第三項第十一号、同条第四項、第二十条第三項第九号、同条第四項及び第二十四条第三項の規定は、昭和四十七年一月一日から、改正後の別表は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附則（昭和四十八年三月三十一日地基規程第三号）

この規程は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附則（昭和四十八年八月二十二日地基規程第八号）

この規程は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附則（昭和四十八年九月十日地基規程第十号）

この規程は、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第七十六号、附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。（編注・施行期日＝昭和四八年十二月一日）ただし、第二十二条の改正規定（通勤災害に係る部分を除く。）は、理事長の定める日から施行する。（編注・理事長の定める日＝昭和四十八年九月一日）

附則（昭和四九年三月二十二日地基規程第三号）

この規程は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四十九年三月二十五日地基規程第十一号）

1 この規程は、昭和四十九年十一月一日から適用する。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる改正規定の適用については、当該各号の定めるところによる。

一 改正後の第二十九条第一項の規定は、昭和四九年四月一日から適用する。この場合において、年金たる補償の受

給権者又は長期療養者で、同日前に既に同項各号の一に該当するに至つたもののうち、同日に現に同項各号の一に該当しているものについては、同日を同項各号の一に該当するに至つた日とみなす。

二 改正後の第二十九条の二第二項の規定は、昭和四九年九月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

三 改正後の第二十三条の規定は、昭和四九年十一月一日以後に生じた公務上又は通勤による死亡に係る法附則第六条の一時金の請求について適用し、同日前に生じた公務上又は通勤による死亡に係る法附則第六条の一時金の請求については、なお従前の例による。

四 改正後の第二十七条の二第五号及び第六号、第二十九条の四、第二十九条の五、第三十一条の五並びに第三十一条

の六の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給事由が生じた障害補償又は遺族補償の受給権者について適用する。

五 改正後の第三十条の二及び第三十二条の三の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に生じた未支給の福祉施設について適用する。

附則（昭和五十年八月六日地基規程第四号）
この規程は、昭和五十年一月一日以後に生じた公務上の死亡に係る遺族補償の受給権者について適用する。

附則（昭和五十一年十二月十五日地基規程第六号）
この規程は、昭和五十年十二月十五日から施行する。

1 改正後の第二十九条の二第二項の規定は、昭和五十年十月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

2 改正後の第三十条の三号及び第四号の規定は、昭和五十一年十一月七日から適用する。

附則（昭和五十一年五月二十四日地基規程第一号）

1 この規程は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の第二十九条の二第二項の規定は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 改正後の第二十七条の二第七号、第二十九条の六、第三十条の二第一項及び第三十二条の五の規定は、昭和五十一年四月一日以後に支給事由が生じた障害補償年金で公務上の災害に係るもの受給権者について適用する。（第二十七次改正・一部）

3 改正後の第二十九条第二項の規定は、昭和五十一年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

4 改正後の第二十九条の二第二項の規定は、昭和五十一年十月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

附則（昭和五十二年六月十四日地基規程第三号）

1 この規程は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 改正後の第二十七条の二第十号及び第十一号並びに第二十九条の九及び第二十九条の十一の規定は、昭和五十二年四月一日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金の受給権者並びに同日以後に支給事由が生じた障害補償一時金及び遺族補償一時金の受給権者について適用する。

3 改正後の第二十九条第二項の規定は、昭和五十二年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

附則（昭和五十四年七月十九日地基規程第四号）

1 この規程は、昭和五十四年七月十九日から施行する。

4 改正後の第二十九条の四第二項第一号から第三号まで及び第二十九条の五第二項の規定は、昭和五十二年四月一日以後に支給事由が生じた障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給事由が生じた障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

5 次の各号の一に該当する者に対しては、昭和五十二年四月分から奨学援護金を支給する。

1 昭和五十二年三月三十一日において改正前の第二十九条第一項第五号に該当し、奨学援護金の支給を受けている者で、同年四月一日において改正後の第二十九条第一項第四号（傷病補償年金の受給権者に関する部分に限る。）に該当するもの

2 昭和五十二年三月三十一日において改正前の第二十九条第一項各号の一に該当している者のうち、当該各号の一に該当するに至った日における平均給与額が七千五百円をこえ九千円以下である者で、同年四月一日において改正後の第二十九条第一項各号の日に該当し、かつ、その平均給与額が九千円以下であるもの

3 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第三十七号）附則第五項に規定する者で、昭和五十二年四月一日において改正後の第二十九条第一項第四号に該当し、かつ、その平均給与額が九千円以下であるもの

4 昭和五十二年四月分の傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける者に対しては、それぞれ同月分の傷病特別給付金、障害特別給付金又は遺族特別給付金を支給する。

附則（昭和五十二年十二月二十二日地基規程第八号）

この規程は、昭和五十二年八月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年七月二十五日地基規程第六号）

1 この規程は、昭和五十三年八月一日から施行する。

2 改正後の第二十九条の二第二項の規定は、昭和五十三年八月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十九条の四第二項第四号から第七号までの規定は、昭和五十三年四月一日以後に支給事由が生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給事由が生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。

2 この規定による改正後の第二十二条第二項第三号、第二十七条の二第三号、第二十九条第一項第三号、第二十九条の二及び第三十条の二の規定は、昭和五十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の受給権者について適用する。

3 昭和五十四年四月一日の前日において年金たる補償の受給権者となっていた者で同年四月中にこの規程による改正後の第二十九条の二第一項各号の一に該当するに至つたものに対しても、この規程による改正後の第二十九条の二第三項で準用する第二十九条第三項の規定にかかるわらず、同月分から就労保育援護金を支給する。ただし、当該各号の一に該当するに至つた日における平均給与額が九千円を超える者及び地方公務員災害補償法第三十五条第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている者については、この限りでない。

附則（昭和五十四年十二月二十八日地基規程第七号）

- 1 この規程は、昭和五十四年十二月二十八日から施行する。
- 2 改正後の第二十九条の三第一項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十四年四月一日の前日においてこの規程による改正後の第二十九条の三第一項の規定が適用されていたならば、同項の規定に該当することとなる者に対しては、同条第三項の規定にかかるわらず、昭和五十四年四月分から介護料を支給する。
- 4 改正後の第二十九条の三第二項の規定は、昭和五十四年八月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第三十条の規定は、昭和五十四年八月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に對応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に對応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附則（昭和五十五年七月十九日地基規程第三号）

- 1 この規程は、昭和五十四年七月十九日から施行する。
- 2 改正後の第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二第一項及び第二項の規定は、昭和五十五年四月一日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二十九条の三第一項、第二項及び第四項並びに第三十一条の五第一項の規定は、昭和五十五年八月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。
- 4 昭和五十五年三月三十一日において改正前の第二十九条

第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当している者のうち、その該当するに至つた日における年金たる補償に係る平均給与額が九千円を超える一万一千円以下の者で、同年四月一日においてそれぞれ改正後の第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当しているものについては、同日をその該当するに至つた日とみなして、改正後の第二十九条又は第二十九条の二の規定を適用する。

5 昭和五十五年七月三十一日において改正後の第二十九条の三第一項の規定が適用されていたならば、同日において同一の規定に該当することとなる者に対しては、同条第三項の規定にかかるわらず、昭和五十五年八月分から介護料を支給する。

附則（昭和五十五年十二月二十六日地基規程第九号）

- 1 この規程は、昭和五十五年十二月二十六日から施行する。ただし、改正後の第二十九条の十三から第二十九条の十五までの規定は、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第百六号）附則第一条第一項ただし書の政令で定める日から施行する（編注・政令で定める日）昭和五十六年二月一日）
- 2 改正後の第二十九条の五第二項、第二十九条の六第二項、第二十九条の七第二項及び第三項並びに第二十九条の八第二項の規定は、昭和五十五年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二十九条の十二第二項第一号ただし書の規定は、昭和五十五年十一月一日以後の期間に係る遺族特別給付金について適用し、同日前の期間に係る傷病特別給付金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第二十九条の十三の規定は、第一項ただし書の規定による同条の施行の日以後の期間に係る傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金（以下この項において「傷病特別給付金等」という。）について適用し、同日前の期間に係る傷病特別給付金等については、なお従前の例による。
- 5 この規程の施行日前に改正前の第二十九条の五、第二十九条の六、第二十九条の七、第二十九条の八及び第二十九条の十二（遺族補償年金の受給権者に関する部分に限る。）の規定に基づいて支払われた障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金及び遺族特別援護金（以下この項において「障害特別支給金等」という。）並びに遺族特別給付金のうち、昭和五十五年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた障害特別支給金等及び同日以後の期間に係る遺族特別給付

金は、改正後のこれらの規程による障害特別支給金等及び遺族特別支給金の内払とみなす。

6 この規程の施行日前に改正前の第二十三条の規定に基づいて提出された請求書のうち、昭和五十五年十二月八日以後に提出されたものについては、改正後の同条の規定に基づいて提出された遺族補償年金前払一時金請求書とみなす。

附則（昭和五十六年七月二十日地基規程第七号）

1 この規程は、昭和五十六年七月二十日から施行する。ただし、第二十九条の三第二項の改正規定は、同年八月一日から施行する。

2 改正後の第二十九条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条の二第二項及び第三項の規定は、昭和五十六年四月一日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。

3 昭和五十六年三月三十一日において改正後の第二十九条第一項（在学者等のうち、職業訓練施設において養成訓練を受けるもの及び職業訓練大学校において指導員訓練を受けるものに係る部分に限る。）の規定が適用されていたならば、同日において同条第一項各号の一に該当することとなる者のうち、同年四月一日に当該各号の一に該当しているものについては同日をその該当するに至つた日とみなして、改正後の同条の規定を適用する。

4 改正後の第二十九条の三第二項の規定は、昭和五十六年八月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

5 改正後の第二十七条の二第六号、第二十九条の五、第二十九条の十二（傷病特別支給金に関する部分に限る。）及び第三十一条の八の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金の受給権者について適用する。

6 改正後の第二十九条の六及び第二十九条の十二（障害特別支給金に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。

7 同一の公務上の傷病又は通勤による傷病に関し、昭和五十六年四月一日から同年七月十九日までの間に支給すべき事由の生じた障害特別支給金が同日までに支払われた場合において、同年四月一日から当該障害特別支給金を支給すべき事由の生じた日までの間に支給すべき事が生じた傷病特別支給金があるときは、その支払われた障害特別支給金は当該傷病特別支給金の内払とみなす。ただし、当該障害特別支給金の額が当該傷病特別支給金の額を超える場合における

当該超える額については、この限りでない。

8 改正後の第二十九条の十第二項、第二十九条の十一第二項及び第二十九条の十三第二項の規定は、昭和五十六年五月一日以後の期間に係る傷病特別給付金等（傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金をいう。以下この項において同じ。）及び同日以後に支給すべき事由の生じた一時金たる障害特別給付金等（一時金たる障害特別給付金及び一時金たる遺族特別給付金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の期間に係る傷病特別給付金及び同日前に支給すべき事由の生じた一時金たる障害特別給付金等については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年十二月二十五日地基規程第九号）

1 この規程は、昭和五十六年十二月二十五日から施行する。

2 改正後の第二十七条の二第十四号及び第二十九条の十四条の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償年金差額一時金の受給権者（障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなつた者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるものを含む。）について適用する。

3 改正後の第二十九条の十、第二十九条の十一及び第二十九条の十三の規定は、昭和五十六年十一月一日以後の支給期間に係る傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金（以下「年金たる特別給付金」という。）並びに同日以後に支給すべき事由の生じた一時金たる障害特別給付金及び一時金たる遺族特別給付金（以下「一時金たる特別給付金」という。）について適用し、同日前の期間に係る年金たる特別給付金及び同日前に支給すべき事由の生じた一時金たる特別給付金について適用する。

4 この規程の施行日前に改正前の第二十九条の十第二項並びに第二十九条の十一第二項及び第三項並びに第二十九条の十三第二項の規定に基づいて支払われた年金たる特別給付金及び一時金たる特別給付金のうち、昭和五十六年十一月一日以後の支給期間に係る年金たる特別給付金及び同日以後に支給すべき事由の生じた一時金たる特別給付金は、改正後のこれらの規定による年金たる特別給付金及び一時金たる特別給付金の内払とみなす。

5 改正後の第二十七条第三項及び第二十九条の四第二項の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に支給すべき事由の生じた補装具の支給及びアフターケアの実施について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた補装具の支給及びアフタ

一ケアの実施については、なお従前の例による。

6 改正後の第二十九条の十八（障害差額特別給付金に関する部分に限る。）及び第三十条の二（障害差額特別給付金に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十六年十一月一日から適用する。

7 支部長は、施行日において傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を受けている者に対し、その者が施行日において受けている年金の額を記載した年金証書を新たに交付しなければならない。

8 前項の規定により年金証書の交付を受けた者は、施行日の前日までに交付を受けていた年金証書を支部長に速やかに返納しなければならない。

附則（昭和五十七年六月十八日地基規程第三号）

1 この規程は、昭和五十七年六月十八日から施行する。

2 改正後の第二十八条第四項の規定は、昭和五十七年四月一日以後に支給すべき事由の生じた予後補償の受給権者について適用する。

3 改正後の第二十九条の四の規定は、昭和五十七年四月一日以後のアフターケアの実施について適用し、同日前のアフターケアの実施については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年十二月二十四日地基規程第六号）

1 この規程は、昭和五十七年十二月二十四日から施行する。

2 改正後の第二十九条の三第二項の規定は、昭和五十七年九月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十九条の八第二項及び第三項並びに第二十九条の九第二項の規定は、昭和五十八年一月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

4 地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（昭和五十一年地基規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公務上の身体障害」を「公務上の災害」に改める。

附則（昭和五十八年七月十三日地基規程第三号）

1 この規程は、昭和五十八年七月十三日から施行する。

2 改正後の第二十九条の四第二項の規定は、昭和五十八年四月一日以後のアフターケアの実施について適用し、同日前のアフターケアの実施については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年十二月七日地基規程第四号）

この規程は、昭和五十八年十二月七日から施行する。

1 この規程は、昭和五十八年十二月七日から施行する。

2 改正後の第二十九条の九第一項及び第二項の規定は、昭和五十八年十月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年六月二十六日地基規程第二号）

1 この規程は、昭和五十九年六月二十六日から施行する。

2 改正後の第二十九条の三第二項の規定は、昭和五十九年六月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年十二月五日地基規程第四号）

この規程は、昭和五十九年十二月五日から施行し、昭和五十九年十月一日から適用する。

附則（昭和六十一年七月二日地基規程第二号）

1 この規程は、昭和六十一年七月二日から施行する。

2 改正後の第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二第一項及び第二項の規定は、昭和六十年四月一日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十九条の三第二項の規定は、昭和六十年六月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

4 昭和六十年三月三十一日において改正前の第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当している者のうち、その該当するに至つた日ににおける年金たる補償に係る平均給与額が一万二千円以下である者（同年三月三十一日においてそれぞれ奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受けることとされている者を除く。）で、同年四月一日においてそれぞれ改正後の第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当しているものについては、同日をその該当するに至つた日とみなして、改正後の第二十九条の二の規定を適用する。

附則（昭和六十一年七月二十九日地基規程第四号）

この規程は、昭和六十一年七月二十九日から施行し、改正後の規定は、昭和六十一年十月一日から適用する。

附則（昭和六十一年七月一日地基規程第五号）

この規程は、昭和六十一年七月一日から施行し、改正後の規定（第二十八条の二第二項の規定を除く。）は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附則（昭和五十八年十二月七日地基規程第四号）

2 改正後の第二十八条の二第二項の規定は、昭和六十一年四月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年二月二十四日地基規程第二号）
この規程は、昭和六十二年一月二十四日から施行し、改正後の規定は、昭和六十二年二月一日から適用する。

附則（昭和六十二年六月二十三日地基規程第四号）

1 この規程は、昭和六十二年六月二十三日から施行する。
2 改正後の第二十八条の二第二項の規定は、昭和六十二年四月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十九条の八の規定は、昭和六十二年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者（昭和六十二年四月一日からこの規程の施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者のうち改正後の第二十九条の八の規定により算定した額が改正前の第二十九条の八の規定により算定した額に満たない者（以下この項において「特例受給権者」という。）を除く。）について適用し、昭和六十二年四月一日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者及び特例受給権者については、なお従前の例による。

4 改正後の第二十九条の九第二項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。
5 改正後の第二十九条の十第二項の規定は、昭和六十二年二月一日から適用する。

附則（昭和六十三年六月二十一日地基規程第三号）

1 この規程は、昭和六十三年六月二十一日から施行する。
2 この規程の施行日の前日までに行われた改正前の第二十七条の五及び第二十七条の六に規定する処置については、なお、従前の例による。
3 昭和六十三年四月一日からこの規程の施行日の前日までの間に行われた改正後の第二十七条の五に規定する処置（改正前の第二十七条の五及び第二十七条の六に規定する処置を除く。）に相当する処置は、この規程の施行の日以後において改正後の第二十七条の五の規定により行われた処置とみなす。
4 改正後の第二十八条の二第二項、第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二第一項及び第二項の規定は、昭和六十三年四月一日以後の期間に係る介護料、奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る介護

料、奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。

5 昭和六十三年三月三十一日において第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当している者のうち、その該当するに至つた日又は昭和六十三年三月三十日における年金平均給与額が一万三千円以下である者（同日においてそれぞれ奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受けることとされている者を除く。）で、同年四月一日において第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当している者については、同日をその該当するに至つた日とみなして改正後の第二十九条又は第二十九条の二の規定を適用する。

附則（平成元年六月三十日地基規程第二号）

1 この規程は、平成元年六月三十日から施行する。
2 改正後の第二十八条の二第二項の規定は、平成元年四月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十九条の八の規定は、平成元年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者（平成元年四月一日からこの規程の施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十九条第六項の規定による障害補償の受給権者（平成元年四月一日以後に加重前の障害について公務上の災害により障害補償を支給すべき事由の生じた者を除く。）のうち改正後の第二十九条の八の規定により算定した額が改正前の第二十九条の八の規定により算定した額に満たない者（以下この項において「特例受給権者」という。）を除く。）について適用し、同日前に支給すべき障害補償の受給権者及び特例受給権者については、なお従前の例による。
4 改正後の第二十九条の九第二項の規定は、平成元年四月一日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

附則（平成二年七月十日地基規程第四号）

1 この規程中、第一条の規定は平成二年七月十日から、第二条の規定は平成二年十月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償基金業務規程（以下「新規程」という。）第二十八条の二第二項、第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二第一項及び第二項の規定は、平成二年四月一日以後の期間に係る介護料、奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る介護料、奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。

3 平成二年三月三十一日において新規程第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当する者のうち、その該当するに至つた日又は平成二年三月三十における年金平均給与額が一万四千円以下である者（同日においてそれぞれ奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受けることとされている者を除く。）で、同年四月一日において新規程第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当している者については、同日をその該当するに至つた日とみなして新規程第二十九条又は第二十九条の二の規定を適用する。

4 新規程第三十条の規定は、平成二年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附則（平成三年二月二十日地基規程第一号）

- 1 この規程は平成三年二月二十日から施行する。
- 2 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程（以下「新規程」という。）第十一条の規定は、平成三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び休業援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償及び休業援護金については、なお従前の例による。
- 3 新規程第二十八条の規定は、平成二年十月一日以後に支給すべき事由が生じた休業援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業援護金については、なお従前の例による。
- 4 平成二年十月一日前に療養を開始した職員に休業援護金を支給すべき場合における新規程第二十八条第二項第一号の規定の適用については、同号中「当該医療用の開始後」とあるのは、「平成二年十月一日以後」とする。
- 5 新規程第二十九条の十三の規定は、遺族特別給付金の支給に関し、平成三年四月一日以後の期間に係る遺族補償年金に係る遺族特別給付金の額の合計額の計算について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金に係る遺族特別給付金の額の合計額の計算については、なお従前の例による。
- 6 新規程第二十九条の十四の規定は、障害差額特別給付金の支給に関し、平成三年四月一日以後の期間に係る障害補償年金に係る障害特別給付金の額の計算について適用し、同日前の期間に係る障害補償年金に係る障害特別給付金の額の計算については、なお従前の例による。

附則（平成三年七月二十二日地基規程第四号）

- 1 この規程は、平成三年七月二十二日から施行する。
- 2 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程（以下「新規程」

という。）第二十八条の二第二項及び第三十一条の三の規定は、平成三年四月一日以後の期間に係る介護料について適用し、同日前の期間に係る介護料については、なお従前の例による。

3 新規程第二十九条の八の規定は、平成三年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者（平成三年四月一日からこの規程の施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二十九条第六項の規定による障害補償の受給権者（平成三年四月一日以後に加重前の障害について障害補償を支給すべき事由の生じた者を除く。）のうち新規程第二十九条の八の規定により算定した額が改正前の地方公務員災害補償基金業務規程第二十九条の八の規定により算定した額に満たない者（以下この項において「特例受給権者」という。）を除く。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者及び特例受給権者については、なお従前の例による。

4 新規程第二十九条の九第二項の規定は、平成三年四月一日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

附則（平成四年六月二十四日地基規程第四号）

- 1 この規程は、平成四年六月二十四日から施行する。
- 2 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程（以下「新規程」という。）第二十八条の二第二項、第二十九条第一項及び第二項、第二十九条の二第一項及び第二項並びに第三十一条の三第二項の規定は、平成四年四月一日以後の期間に係る介護料、奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る介護料、奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。
- 3 平成四年三月三十一日において新規程第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当している者のうち、その該当するに至つた日又は平成三年三月三十一日における平均給与額が一万五千円以下である者（同日においてそれぞれ奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受けることとされている者を除く。）で、同年四月一日において新規程第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当している者については、同日をその該当するに至つた日とみなして新規程第二十九条又は第二十九条の二の規定を適用する。

附則（平成五年七月二日地基規程第三号）

- 1 この規程は、平成五年七月二日から施行する。
- 2 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程（以下「新規程」

という。）第二十八条の二第二項、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十一条の三第二項の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る介護料及び奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る介護料及び奨学援護金については、なお従前の例による。

3 新規程第二十九条の八の規定は、平成五年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者（平成五年四月一日からこの規程の施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十九条第六項の規定による障害補償の受給権者（平成五年四月一日以後に加重前の障害について障害補償を支給すべき事由の生じた者を除く。）のうち新規程第二十九条の八の規定により算定した額が改正前の地方公務員災害補償基金業務規程第二十九条の八の規定により算定した額に満たない者（以下この項において「特例受給権者」という。）を除く。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者及び特例受給権者については、なお従前の例による。

4 新規程第二十九条の九第二項の規定は、平成五年四月一日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

附則（平成六年七月六日地基規程第三号）

1 この規程は、平成六年七月六日から施行する。
2 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程（以下「新規程」という。）の規定（第十一条、第二十八条の二第二項、第二十九条第一項及び第二項、第二十九条の二第二項及び第二項並びに第三十二条の三第二項の規定を除く。）は、平成六年四月一日から適用する。
3 新規程第十一条の規定は、平成六年六月二十四日から適用する。

4 新規程第二十八条の二第二項、第二十九条第一項及び第二項、第二十九条の二第二項及び第二項並びに第三十二条の三第二項の規定は、平成六年四月一日以後の期間に係る介護料、奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る介護料、奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。

5 平成六年三月三十一日において新規程第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項各号の一に該当する者のうち、その該当するに至つた日又は同年三月三十一日における平均給与額が一万六千円以下である者（同日においてそれぞれ奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受けることとされている者を除く。）で、同年四月一日において新規程第二十九条第一項各号の一又は第二十九条の二第一項

各号の一に該当している者については、同日をその該当するに至つた日とみなして新規程第二十九条又は第二十九条の二の規定を適用する。

附則（平成七年二月十七日地基規程第一号）

この規程は、平成七年二月十七日から施行する。

附則（平成七年七月十七日地基規程第二号）

1 この規程は、平成七年八月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成七年七月十七日から施行し、同条の規定による改正後の地方公務員災害補償基金業務規程の規定は、平成七年四月一日から適用する。

2 第二条の規程の施行の際、現に介護を受けるための住宅改造等のための資金又は身体障害者用自動車を購入するための資金を借り受けている者は、その施行の日に当該資金を借り受けた者とみなし、施行の日以降に償還期限が到来するものについて、それぞれ第二十八条の五又は第二十九条の二十の規定を適用する。

附則（平成八年二月十五日地基規程第一号）

1 この規程は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第六項の改正規定及び第二十九条の十六第二項の改正規定は、同年八月一日から施行する。

2 平成八年四月一日前の期間に係る介護料については、改正前の地方公務員災害補償基金業務規程第三十二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書及び同条第二項に規定する書類その他の資料を任命権者を経由して支部長に提出することにより支給を受けることができるものとし、同期間に係る介護料の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき介護料でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、なお従前の例による。

附則（平成八年六月二十六日地基規程第四号）

1 この規程は、平成八年六月二十六日から施行し、平成八年四月一日から適用する。ただし、第五十二条第一項の改正規定は、平成八年七月一日から施行する。
2 平成八年四月一日前に身体障害者用自動車の購入等のための資金（購入に係るものと除く。）を借り受けている者にあつては、平成八年四月一日に該当資金を借り受けたものとみなし、同日以降に償還期限が到来するものについてこの規程による改正後の第二十九条の二十の規程を適用する。

附則（平成九年七月八日地基規程第三号）

この規程は、平成九年七月八日から施行し、平成九年四月一

日から適用する。

とした。）

附則（平成十一年七月十日地基規程第九号）

この規程は、平成十年七月十日から施行し、平成十年四月一日から適用する。

附則（平成十一年三月二日地基規程第二号）

1 地方公務員災害補償基金業務規程（以下「業務規程」という。）第二十九条第一項及び第二項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

2 業務規程第二十九条の八第二項及び第二十九条の九第二項の改正規定の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。〈編注・附則第二項の施行に関しては、施行日を平成十一年四月一日とした。〉

附則（平成十二年二月十八日地基規程第一号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編注・この附則の施行に関しては、施行日を平成十二年四月一日とした。ただし、業務規程第二十九条第一項及び第二項の改正規定は、平成十一年十月一日から適用することとした。〉

附則（平成十三年二月二十日地基規程第一号）

この規程は、平成十三年二月二十日から施行し、平成十三年一月六日から適用する。

附則（平成十四年二月二十七日地基規程第二号）

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十五年三月十日地基規程第一号）

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年九月二十二日地基規程第四号）

この規程は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年三月二十五日地基規程第一号）

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年六月三十日地基規程第六号）

この規程は、平成十六年六月三十日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

附則（平成十七年三月四日地基規程第二号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編注・この附則の施行に関しては、施行日を平成十七年四月一日

附則（平成十七年十二月十五日地基規程第十五号）

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、平成十八年度分の負担金から適用し、平成十七年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附則（平成十八年三月九日地基規程第一号）

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一に公立大学法人横浜市立大学を加える規定は平成十七年四月一日から適用する。

附則（平成十九年三月一日地基規程第一号）

1 この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

2 改正後の第二十七条の二第四項の規定は、平成十八年十月一日以後に支給すべき事由の生じた補装具の支給の実施について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた補装具の支給の実施については、従前の例による。

附則（平成十九年六月二十七日地基規程第四号）

1 この規程は、平成十九年六月二十七日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

2 改正前の地方公務員災害補償基金業務規程第二十七条の四の規定に基づき、前号に定める適用日以前に支給すべき事由が生じた休養に必要な費用、日当、旅行費、及び介添費の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二十年三月十日地基規程第一号）

1 この規程は、代表者委員会の議決を経た日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の第二十九条及び第二十九条の二の規定は、平成十九年十二月二十六日から適用し、第四十二条の六の規定は、平成十九年十月一日から適用する。

附則（平成二十一年三月二日地基規程第三号）

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年六月三十日地基規程第六号）

この規程は、平成二十二年六月三十日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

附則（平成二十一 年六月二十五日地基規程第七号）

1 この規程は、平成二十一 年七月二十九日から施行する。ただし、第二十八条第二項第一号ハの改正規定及び次項の規定は、平成二十一年六月二十五日から施行する。

2 改正後の第二十八条第二項第一号ハの規定は、平成二十一 年四月一日以後に支給すべき事由が生じた休業援護金につ

いて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業援護金については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月十八日地基規程第一号）

- 1 この規程は、平成二十二年三月十九日から施行する。
2 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程第十二条第三項、第十三条第三項第二号、第十五条第三項第八号及び第二十五条第一項第三号の規定は、平成二十二年一月一日以後に提出された地方公務員災害補償基金業務規程第十二条第一項、第十三条第一項及び第十五条第一項に規定する請求書に添える書類並びに地方公務員災害補償基金業務規程第二十

五条第一項に規定する報告書（以下「添付書類等」という。）について適用し、同日前に提出された添付書類等については、なお従前の例による。

- 3 改正後の地方公務員災害補償基金業務規程第二十九条の十三第三項第一号の規定は、この規程の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日以後にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する遺族特別給付金の支給について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する遺族特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年二月二十一日地基規程第一号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十三年四月一日とした。ただし、別表第二に公立大学法人広島市立大学を加える規定は平成二十二年四月一日から適用することとした。〉

附則（平成二十四年三月九日地基規程第一号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十四年四月一日とした。ただし、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する法令（平成二十三年厚生労働省令第六十号附則第二条の規定）により、なお従前の例によるとされた者に関する奨学援護金の支給については、改正後の地方公務員災害補償基金業務規程第二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。〉

附則（平成二十四年六月二十八日地基規程第七号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十四年六月二十八日とし、適用日を平成二十四年六月七日とした。〉

附則（平成二十五年三月八日地基規程第二号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十五年四月一日とした。〉

附則（平成二十六年三月二十七日地基規程第九号）

1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第三の規定は、平成二十六年度分の負担金から適用し、平成二十五年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附則（平成二十六年六月十二日地基規程第二号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十六年六月十二日とし、適用日を平成二十六年四月一日とした。ただし、平成二十六年三月三十一日以前に奨学援護金を支給すべき事由が生じた者（職業能力開発総合大学校において長期過程による指導員訓練を受ける者に限る。）に係る支給については、なお従前の例によることとした。〉

附則（平成二十七年三月二十日地基規程第一号）
この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編
注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十七年四月一日とした。ただし、法第十五条第三項第二号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行することとした。改正後の第二十九条第二項第一号の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例によることとした。改正後の第三十三条の二第一項第四号、第六号及び第三号は、平成二十七年度分の負担金から適用し、平成二十六年度分までの負担金については、なお従前の例によることとした。別表第二に地方独立行政法人大阪市民病院機構を加える規定は、平成二十六年十月一日から適用することとした。〉

附則（平成二十七年六月二十五日地基規程第五号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十七年六月二十五日とした。ただし、改正後の第二十五条第四項の規定は、平成二十七年十月五日から施行することとした。平成二十七年十月五日から平成二十七年十二月三十一日までの間における

改正後の第二十五条第四項の規定の適用については、同条中「機構保存本人確認情報」とあるのは「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」とした。」

附則　（平成二十八年三月十七日地基規程第三号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十八年四月一日とした。ただし、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第一号とし、第十五条规定の二に規定する個人番号を除く。）」とした。

第二十九条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行することとした。

第二十九条第一項第一号の改正規定は、平成二十七年十月一日から適用することとした。第二十九条第二項第二号の改正規定のうち、支給額に係る部分については、平成二十八年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に

係る奨学援護金については、なお従前の例によることとした。

第二十九条の八第二項第二号及び第二十九条の九第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例によることとした。業務規程第三十三条第一号の改正規定のうち、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号。以下「第四次一括法」という。）による市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部改正に伴う部分及び第三十三条の二第三項の改正規定は、第四次一括法附則第一条第四号の規定により平成三十年四月一日までの間において政令で定める日から適用することとした。

第二十九条第一項第一号の改正規定は、平成二十七年十月一日から施行することとした。

第二十九条第一項第一号の改正規定は、平成二十七年十月一日から適用することとした。第二十九条第二項第二号の改正規定のうち、支給額に係る部分については、平成二十九年四月一日以後

の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例によることとした。」

附則　（平成二十九年六月二十八日地基規程第二号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十九年七月一日とした。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十九年六月二十八日から施行とした。改正後の別表第二の規定は、平成二十九年四月一日から適用とした。〉

第二十九条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年七月一日から施行することとした。

附則　（平成三十一年三月十三日地基規程第三号）

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

第二十九条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年七月一日から施行することとした。

附則　（平成三十一年三月二十二日地基規程第一号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成三十一年四月一日とした。第二十九条第二項第三号の改正規定のうち、支給額に係る部分については、平成三十一年四月一日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例によることとした。〉

附則　（令和元年十一月二十八日地基規程第六号）

1　この規程は、令和二年四月一日から施行する。

2　改正後の別表第三の規定は、令和二年度分の負担金から適用し、令和元年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附則　（令和二年三月二十七日地基規程第九号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を令和二年四月一日とした。ただし、改正後の第二十九条の九第二項の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例によることとした。改正後の第二十九条の十九の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由の生じた長期家族介護者援護金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた長期家族介護者援護金については、なお従前の例によることとした。〉

附則　（平成二十八年十月三十一日地基規程第十号）

1　この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　改正後の別表第三の規定は、平成二十九年度分の負担金から適用し、平成二十八年度分までの負担金については、なお従前の例による。

附則　（平成二十九年三月二十三日地基規程第一号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を平成二十九年四月一日とした。第二十九条第一号及び第二号の改正規定のうち、支給額に係る部分については、平成二十九年四月一日以後

附則　（令和三年三月二十四日地基規程第一号）

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。〈編

注・この附則の施行に関しては、施行日を令和三年三月二十四日とした。ただし、改正後の別表第二の規定は、令和三年四月一日から施行とした。〉

のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。⁵

新規程第三十四条第一項の規定は、令和六年度の決算及び令和七年度の予算から適用する。